

第八十回国会
衆議院

科学技術振興対策特別委員会議録 第十四号

(四五)

昭和五十二年五月十八日(水曜日)

午前十時四十五分開議

出席委員

委員長 山田 太郎君

理事 佐々木義武君

理事 宮崎 茂一君

理事 日野 市朗君

理事 小宮 武喜君

理事 伊藤宗一郎君

理事 塚原 俊平君

理事 与謝野 馨君

理事 村山 喜一君

理事 中馬 弘毅君

出席國務大臣

國務大臣 宇野 宗佑君

科学技術庁長官 小山 実君

科学技術庁原子力局長 山野 正登君

科学技術庁原子力安全局長 伊原 義徳君

科学技術庁原子力安全局長 佐藤 兼二君

科学技術庁原子力安全局長 橋本 利一君

科学技術庁原子力安全局長 武田 康君

委員外の出席者

原子力委員会委員 吹田 徳雄君

経済企画庁総合計画局電源開発官 飯島 滋君

資源エネルギー庁公益事業部原力発電課長 高橋 宏君

労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長 宮野 美宏君

本日の会議に付した案件

原子力基本法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二五号)

日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二号)

科学技術振興対策に関する件(原子力の安全性確保に関する問題)

○山田委員長 これより会議を開きます。

科学技術振興対策に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。石野久男君。

○石野委員 資源庁長官にお尋ねいたしますが、日本は、非常に人口は多いし、国土は狭い、資源も少ない。そういう中で、生産を拡大していくというところについての資源政策というのは、非常に問題の多いことは言うまでもありませんが、その中で、国内におけるエネルギーに関する一次産業の位置づけというものはどういふふうに見えていらっしゃるか、その点についての考え方をひとつお聞かせいただきたいと思ひます。

○橋本(利)政府委員 御指摘のように、狭い国土の中で一定の経済成長を維持していかななくてはならないという命題に對して、それを支えるためには、どうしても必要とするエネルギーを確保しなければならぬという認識に立っておられるわけでございます。

御承知のように、日本の一次エネルギーの九〇%までは海外に依存しておる、また、一次エネルギー

の七五%まで輸入石油に依存しておるというのが現実でございます。そういう一次エネルギーの現状に即しまして、これを海外でいかに安定的に確保し、これを国内におきまして、いわゆる二次エネルギーとしていかに安定的に供給するか。一言で申し上げますと、必要とするエネルギーの安定確保に對して最大の努力を払っておるというのが現状でございます。

○石野委員 その場合、地下資源としての石油とか、あるいはその他ガスなどがございまして、よくいっても、原子力エネルギーというものは、非常に高い位置づけを与えて計画に組み込まれていまして、原子力力について、資源庁としてはいまだどういふような見方をしているか。実際に、計画どおりになかなか確保できないという事情のあることを踏まえて、どのようにお考えになつていらっしゃるか。

○橋本(利)政府委員 まず、国際エネルギーをできるだけ活用するということは当然のことかと思ひますが、ただいまお話のありました石炭等につきましては、私から申し上げるまでもなく、日本におきましては賦存量もきわめて少なく、かつは自然条件が非常に悪いということでございまして、国内エネルギーとしての代表的な石炭の活用につきましては、おのずからの限界が出てまいるわけでございます。

そのうちから限界が出てまいるわけでございます。そういういたしますと、不安定なあるいは将来その供給の限界が来るのではなからうかと言われまして、やはり原子力あるべきエネルギーといつたしまして、やはり原子力あるべきエネルギーといつたようなものにつきました。開採もしくはこれを輸入してまいらぬと、量的にどうしても一定の経済成長を支えることができないという現状でございます。

そういう意味合いにおきまして、原子力につきましては、先生御承知のように、昭和六十年時

点におきまして四千九百万キロワットの開発というところが、一昨年の夏、総合エネルギー調査会の答申に基づいて、官民で努力すべき目標ということで定められておるわけでございまして、原子力につきましては、主として立地難を原因といたしましてなかなか目標どおりに進捗しておらないというのが現状でございます。もちろん、原子力発電の開発に当たりましては、安全の確保、環境の保全といったようなことを第一といたしまして、国民の理解と協力の上に立ってこれを進めていくべきだ、かように考えておるわけでございまして、現状においては必ずしも順調に進んでおらないと言つて差し支えないかと思ひます。

○石野委員 順調に進んでいないことについて、それはもう事実ですが、その問題についてこれから期待をどういふふうにするか、従来の計画どおりに進んでいかれるとお考えなのでしょうか、それとも計画変更を資源庁としてもどうして考えなければならぬとお考えなのでしょうか、その点。

○橋本(利)政府委員 現在、総合エネルギー調査会の場におきまして、昭和六十年、必要の場合には六十五年時点における総合エネルギーバランス、需給バランスはどうあるべきかというものの検討に入つておるわけでございまして。これは一昨年、総合エネルギー調査会から答申がありまして、時点より、さらに石油供給の可能性といったような問題についても慎重に検討する必要がある、かたがた、石油にかわるべき代替エネルギーとしての原子力あるいはLNG等も必ずしも順調に進んでいないといったような現状を踏まえまして、整合性と実行性のある計画として見直すべきであるという御意見もございまして、現在、鋭意総合エネルギー調査会で検討を進めておる。われわれとしては、できればこの夏までには中間的な

答申と申しますか、総合エネルギー調査会での検討結果をいただきたいということでございます。

○石野委員 じゃ、まだ、その総合エネルギー計画なるものの調査会での答申が出てなければ資源庁としては方針は持ち得ない、こういう状態ですか。

○橋本(利)政府委員 方針といましては、やはりエネルギーの安定確保ということが第一でございます。そのためには国産エネルギーをできるだけ活用する、あるいは石油に対する輸入依存度を減らしていく、そのための代替エネルギーあるいは新規エネルギーあるいは省エネルギー政策をどう進めていくかというところがエネルギー政策の方向づけになってくると思うわけでございますが、ただいま申し上げております六十一年あるいは六十五年における需給バランスは、現在、総合エネルギー調査会の需給部会で検討いただいておりますので、やはりその検討結果をわれわれとしてはしんしゃくして、さらに方向を定めてまいりたい、かように考えておるわけでございます。

○石野委員 資源庁としては、そういうエネルギー計画の方針の大本が出てなければ動きがとれないというものでしょうか。それとも、石油の依存度を減らしていくということに対する自信といたしますか、そういうものはお持ちになっておられますか。

○橋本(利)政府委員 自信というのと、どのようにお答えしていいかということになるわけでございますが、いずれにしても、一次エネルギーの七五%まで石油に依存している、しかもその九・七%まで海外に依存しているという現状はきわめて不安定でございます。それから昨今の情勢、たとえば石油価格の二本立てにもあらわれておりますように不安定な要素がますます増してきておる。しかも一九九〇年代以降、石油に増産の限界が来るのじゃないかということが世界的にも通説となりつつあるわけでございます。

長期的に見ましてもあるいは当面的に見ましても、石油の供給の確保というものは一段と努力をいたさなくてはならないわけでございますが、これが、どちらかと申しますと、われわれのあずかり知らない外国において、その供給量あるいは価格が決定されるという不安定さというものはどうしても存在するわけでございます。そういった意味合いから、われわれとしては極力石油に対する依存度というものを減らしていかなければならないというたてまえでございます。

かたがた、昨今、OPEC諸国でも、できるだけ石油を削減してもらいたい、将来は、化学原料としていわゆるノーブルユースといったような形で使うように先進工業国も考えるべきである、こういったことも言っておりますので、われわれとしては、何れともあれ、石油への依存度あるいは輸入依存度を減少していくという方向で努力をいたすべきだと考えておるわけでございます。

○石野委員 依存度を減らす方向で努力すべきだという、その方向というものをどういうところに求めようとしていますか。

○橋本(利)政府委員 これは当面的あるいは中、長期的にいろいろな考え方があろうと思ひます。当面的には、やはり省エネルギーと申しますか、エネルギーの使用を効率化していくあるいはむだな使用を排除していくといった節約を含めた省エネルギー、さらには長期的には、産業構造自体をエネルギーの多消費型産業構造からいわゆる知識集約的な産業構造に改めていくということも必要だろつと思ひます。当面、やはり産業面、輸送面あるいは家庭生活等の面におきまして、極力節約を図るということもきわめて重要なことかと思ひわけでございます。

それから、さらに長期的な問題にならうかと思ひますが、いわゆる水素エネルギーあるいは核融合、太陽熱、こういった言われるところの二十一世紀に期待されるエネルギーにつきましても、できるだけ早く実用化される方向で努力すべきだと思ひます。

そういった中の中間的な位置づけといたしまして、量的な面で石油にかわっていくものとしてはやはり原子力とLNG、こういった代替エネルギーに依存せざるを得ないのではなからうか、かように考えておるわけでございます。

○石野委員 原子力やLNGの問題はまた別にしまして、省エネルギーという問題について、それは当然産業構造の変革を含めて考えなくちゃいけないのですが、私はいまのこの生産体系の中で、たとえば石油が足りない足りないと言ひながら石油の使い方にむだがあったり、あるいは生産がずつと行われていくけれどもいつの間にかむだな使い方をしているということが非常に多いと思ひます。たとえば原子力施設で、百万キロワットの原発を一つ設置をしてエネルギーを確保しようとするときに、それが最初に敷地を求めてから建屋をつくって炉を入れて高度のいろいろな仕事が始まるまで、どのくらいのエネルギーを使っているだろうか、そしてそのエネルギーの中で石油をどの程度使っているだろうか、こういう計算をしたことがありましようか。通産省ではどうですか。

○橋本(利)政府委員 私の知っている限りでは、ちよつと計算した記憶はございません。

○石野委員 経済企画庁いかがですか。

○飯島説明員 経済企画庁でも、そこまで細かい計算はしておりません。

○石野委員 私は、この計算は一応しなくちゃならない、やはり政策決定のための必要な過程であると思ひます。たとえば各電力会社へ行きまして、こういういろいろな概要とかいうものをたくさん出しているのです。その中に、使用資材としては鉄筋はどれだけ、鉄骨はどれだけ、コンクリートはどれだけと書いてあるわけです。

この計算で、たとえば私は東京電力の福島の一号炉の問題でずつと見ておりますと、確かに四十六万キロワットから七十八万キロワット、百万キロワットと、発電の力が大きくなるに従つて資材の節約がたかさん出ているわけです。率直に言つて鉄骨、鉄筋など、四十六万キロワットを一〇

〇と置いた場合の百万キロワットは、発電能力においては二三九%に伸びるわけですから、鉄骨の使用量は一八四%ですから、非常に節約になっているわけですね。それからセメント、コンクリート関係はそれほど減らないのです。二三九%の発電力の倍率に対して二〇八%。しかし、とにかく鉄骨関係などはこれだけ節約できていくことがわかる。

ただし、今度は、この鉄骨の中にどれだけ石油がかかつておるかという問題、この計算が一つ必要だと思ひます。そして同時に、ここで使った石油とこれから出てくる百万キロワットのエネルギー、それがバランスシートの上でどういうふうになるのかということを、やはり長期計画の中でどうしてもやらなければいけないんじゃないだろうか。石油が足りない足りないと言ひつゝいながら、案外発電をするために使った石油の量が過ぎたのでは意味をなさないというふうに思われるのです。そういう問題について、経済企画庁は計算の準備なり何か作業をやつておりましようか。

○飯島説明員 現段階では、そういう作業をやつておりません。

○石野委員 資源エネルギー庁あるいは大臣なんですが、エネルギー計画をするに当たつて、こういう問題の基礎的なデータがないままに、必要だから確保しなければいかぬというように、必要だつておつたら、わが国のように輸入が七〇%も占めておつて、そのうちの九〇%は石油だといふふうなものについての対策は、明確には出てこないと思ひます。やはり内閣で、今後エネルギー計画における省エネルギーの一番基本になる問題は、こういう計算をいま緻密にやる必要があるんじゃないか、これをやらなければ、日本のエネルギー政策というものはいつも空転して行くのではないか、こう私は思ひます。この計算はぜひひとつやつてもらいたいと思ひますが、企画庁はきょうは長官も来ているわけですが、大臣から、大臣が内閣でそのことをやつていただ

ように、ひとつここで約束してもらいたいのです。そして、急いでその計算を出してもらいたいと思いが、いかがですか。

○宇野国務大臣 御指摘の面は非常に大切なところでございます。従来から、そうした施設に投下されたエネルギーは二年くらいで回収されておるのではないかとこの説もございしますが、いま御指摘のとおり、われわれも確たる数字を持ってお答えしておるというわけではございません。民間でそういうふうな話もあるということでもあり、学界でそういうふうな話もあるという程度でございます。

これは非常に貴重な問題でございますから、海外依存度を低め、同時に国産エネルギーを開発するという意味においては、そのバランスシートをつくっておかなくちゃなりませんので、仰せのとおり、内閣といたしまして、この問題は重要な問題として検討を急ぎたいと存じます。

○石野委員 エネルギー問題で非常に大事だと思えますことは、発電をするのに、代替エネルギーとして石油にかわるものとして原子力を考えることは、着想としては間違っていないだろうと思えますけれども、しかし、実際問題として、原子力については発電をするだけではなくて、燃料サイクルの問題をどうしても考えなくちゃいけない。そうすると、燃料サイクルの中では再処理の問題が出てまいります。いま一つ非常に大事なことは、廃棄物の処理、管理の問題があります。廃棄物の処理、管理の問題に対して全くエネルギーは必要としないものであろうかどうかという問題が一つあるわけですよ。

この再処理の問題でエネルギーのバランスがどのようにとれるのか、あるいは廃棄物の処理、管理の問題でエネルギーのバランスはどういうふうになるのかということを含めまして、代替エネルギーとしての価値があるかどうか十分でないと思うのです。この計算も必要だと私は思うのです。いたずらに発電の局部だけとらえて、そしてエネルギーは充足したと言っけれども、その後

の廃棄物処理だとかあるいは再処理の問題というふうなものにエネルギーの可能性が出てこなければ、かえってトータルバランスの上では物すごい損をすることになる。この問題がいま基本的に必要な問題だと私は思います。

原子力についてその計算も恐らくできていないと思うのですけれども、いかがでございますか。○橋本(利)政府委員 御指摘のように、そこまで計算いたしておりません。ただ、先ほど宇野長官からお答えがありましたように、われわれもそういったトータルバランスがどうなるかということについては検討いたさなくちゃいけないとは思っております。

ただ一言、これは決して異議を申し立てるわけではございませんが、わが国のように年々人口のふえていく国におきましては、やはり一定の経済成長というものをどうしても確保しなくちゃいけない。御承知のように、毎年百万人前後の若い人たちが学校を出て就職の機会を求めるわけでございますが、こういった人も含めて完全就業の機会を準備するということも必要でございます。また、御承知のように、わが国の社会はますます高齢化してきております。それに伴って福祉対策というものも充実していかななくちゃいけない、そういった観点からの物の判断も必要だと私は考えるわけでございます。

それにいたしまして、トータルバランスがどうなるかということ、やはり十分認識してかかる必要があることは申し上げるまでもないことだと思っております。

○石野委員 ここで議論するつもりはありませんけれども、人口の増加に伴うところの生産の場を持たなくちゃならぬということは当然考えなければならぬことです。しかし、これはまた別個の形の中で、制度上の問題として考える要素を多分に持っているわけですね。たとえば、一つの生産が行われてGNPは非常に伸びている、けれども国民所得は低いという問題があります。この生産を幾ら伸ばしても所得が低いという問題の解決

は、別途考えなければならぬ問題があるはずですよ。これは制度の問題なんです。資本主義体制の問題なんです。こういう問題をいまここで私は論じようと思いませんけれども、いざにしましても、エネルギーが足りない、石油が足りない、だから原子力だ、原子力だとか鼓舞するけれども、その安全性の問題に絡むところの、今度は人間を養うために行った生産が人間の健康を害するやうな事態が出たら意味がないのです。少なくとも原子力についてはその部門が非常に多い。そういう意味で、私は原子力のトータルバランスというものはどうしてもひとつ計算をしていただく必要がある、こう思うのです。

この点は、ぜひ長官にもひとつ積極的に内閣でその策をやっていただいて、計算の結果を早く私どもにも知らしてほしいのです。私たちは、エネルギー計画について党の中でもいろいろ計算をしますけれども、スタッフがありませんから、なかなか計算がしにくい。これはやはり政府でやってもらって、私たちは皆さんの資料を利用してもらいたいと思っております。ぜひ急いでやっていただくようにお願いしたいと思うのです。これはいいですね、大臣。

○宇野国務大臣 承知いたしました。

○石野委員 エネルギー問題について、そういうグローバルな形での物の見方を明確にした上で、特に原子力の問題を見なくちゃならぬだろう。原子力についての安全性の問題は、もうわれわれだけでなしに、政府も皆同じようなことでして、特に資源庁の長官は、原子力発電課というものを総括していらっしゃる、発電所の実務上の管理監督をなさっていらっしゃる。いまここでは議論をいたしませんけれども、基本法の改正とか規制法の改正等によって、通産に対する責任は非常に大きくなってくるやうな政府の意図でもあるということも聞かされております。

そこで、私は、当面監督の責におられる資源庁長官に、どうしてもこの安全性の問題についてお尋ねしなくちゃいけない。

あなたも御承知のように、美浜の発電所におけるところのいわゆる事故隠蔽と申しますか、これはもう具体的な事実になって出てきております。こういうような事実はかねて予算委員会でも私はちょっとお尋ねをしておるのでございますけれども、長官は、こういうような問題についての監督官庁である通産省として、どういう点にこういう問題を引き起こす原因があったのか、あるいはまた、その後におけるところの対策等についてどういう点を考えなければならぬのかという点について、いろいろお考えであろうかと思うのです。もうすでにこの美浜問題は言い尽くされておるくらい言われておることですから、この際長官に、管理監督面におけるところのあなたの考え方と申しますか、所見をひとつ承っておきたい。

○橋本(利)政府委員 ただいま御指摘の美浜発電所における事故報告の義務違反ということ、われわれとしても非常に遺憾なことと思っております。安全性という問題につきましては、まず第一に、監督官庁はもちろんのこと、当該電気事業者における基本姿勢と申しますか、真剣に安全性に取り組む姿勢というものが何よりも大切であらうかと思うわけでございます。

ただ、直接的に今回の美浜事故の問題について申し上げますと、これは会社側が安全性にどの程度真剣に取り組んでおったかということに対してわれわれもまことに遺憾に思う点があるわけでございますが、監督官庁の立場といたしまして、やはり定期検査を充実してまいりまして、かような事故の報告を怠ることのないように十分に指導、監督ができる体制を確立すべきであらうか、かように考えておるわけでございまして、すでにこの三月以降、本省における検査官を九名増員いたしまして、中央、地方合わせまして七十六名の担当検査官をもってこういった定期検査に当たった、かように考えております。まず、そういった方向に即しまして、従来のいわゆる立ち会い回数なるものを一基当たり八十数回にまで引き上げたい、あるいは立ち会い項目を四十数目に増加させ

る、あるいは立入検査は従来は二回程度であつたわけですが、これを三回ないし四回まで拡充してまいりたい。さようなことからいまして定期検査体制というものを拡充強化しつつあるわけでございまして、一部につきましてはその実現を見ております。

しかし、いづれにいたしましても、そういった体制を強化するにいたしましても、根本は原子力発電の安全性に対する基本認識あるいはそれに對する基本姿勢というものが最も大切かと思ひますので、われわれといたしましてはもちろんなのこと、関係事業者に対しまして、十分安全性を尊重し、それを実現するための努力を傾注するように指導してまいりたい、かように考えておるわけでございします。

○石野委員 御努力の跡は幾らかわかるのですが、私はもっと大事なことは、とにかく原子力というのはパーツも非常に多うございしますし、それから仮に定検をやるにしても何にしましても、たとえこれを九名ふやして七十六名になりましても、一カ所に投入ということではできないわけですから、一つの定検の場所に五人か六人ぐらゐ、多くても十人とはなかなか入れないのですね。そういう情勢のもとで非常に多くの面をずつと見ようとする、容易なことではない。

そこで、私は特に美浜なんかで痛感すること、は、定検に入っている方々が現場で非常に克明に記されておるであろう作業日誌などがあるわけですが、しかし、その作業日誌を全部目を通すことができないところに問題があつたのだと思ひます。しかし、これは私は非常に善意に解釈してゐるのですよ。もう少しきつく考えれば、目を通しておつてもすがめ、見て見ないふりをしてしまつたということもあり得る。もしそういうことがあるとすれば、これはなお重大ですね。作業日誌をちゃんと見ておつて事故のあることを確認してしまつたら、それを上に上げないで現場で処理してしまふとか何かあるとすれば、これは綱紀の問題にかかわってきます。私は、恐らく監督官の諸君が

あそこに入られて見る場合には、初歩的な問題です。その作業日誌も見られないような検査業務であつたならば、私は意味がないと思ひます。

長官は、あなたの方の部下に、定期検査をやらす場合には作業日誌なんか見なくてもいいという指示をしておるのですか、どうなんですか。この点、先に聞かせていただきたい。

○橋本(利)政府委員 御指摘のようなことを指示した覚えは毛頭ございません。

○石野委員 それだったら、検査官は作業日誌を見ておられますね。

○橋本(利)政府委員 かねて先生の御質問に對してお答えしたところでございしますが、定期検査の量というのは少なくとも百日前後かかる、そういうところから、要するに検査対象が非常に膨大であるということもございまして、いわゆる立会検査と自主検査に基づく記録確認検査、両方併用いたしておるわけでございします。美浜の場合には同様な形で、立会検査と記録確認検査とに分かつてやつたわけでございします。当時、この御指摘の燃料棒の折損といった部分につきましては任意検査と申しますが、会社側で検査した結果を点検する、こういう記録確認検査ということをやつたわけございまして、その際に会社側の方からそういった折損事故のあつたことの報告がなかつたというところから知り得なかつたということございまして、その点まことに遺憾に思つておりますが、今後の方針といたしましては、いわゆる立会検査項目をふやすということではいたしません。たしたわけございしますが、随時必要に応じて作業日誌等を点検するということはあつてしかるべきだと思ひますので、そういった立会検査と記録確認検査を併用しつつも、その中で随時必要に応じて弾力的に本来の定検の目的を達成し得るよう作業日誌等のチェックもあつてしかるべきだと思ひます。そういった方向で指導したいと思ひます。

○石野委員 私は、細かいことまで言いたくありませんけれども、作業日誌等の点検もあつてしかるべきだというような問題で見るべきじゃないと思つておるのです。いまもおっしゃられるように、企業の側では報告をしなかつたのです。報告しなかつたという事になれば、あなたの方がいわゆる確認検査をやるうとしたって、報告がなければ確認はできませんね。そうすると、その確認もできないというのを前提として記録確認なんというようなことを言つたって意味がないのですよ。だから私は、最低のなにとしましては、どんなことがあつても作業日誌だけは見る必要があると思ひます。これは今度の美浜の事件から私は見ますると、仮に検査区域がどんなに大きくても、とにかく作業日誌だけは見る必要がある。それでなかつたら、報告漏れになつたところをチェックできないじゃないですか。その点を私は、これはどうしてもやつてもらわなければいけない。

これは美浜だけじゃないですよ。各発電所における事態について安全性を確保しようと思つればその必要があると思ひますが、いかがでございしますか。

○橋本(利)政府委員 御指摘の点もひとつもだと思ひます。ただ私ももちよつと実態というのは現場を見ておりませんので十分なることを申し上げかねるわけございしますが、作業日誌というのはかなり膨大なものになるというところのようでもございします。一方で検査官等の充実を図るとともに、そういった検査日誌も十分チェックできるようにいたしたいと思ひますが、いま直ちにここであらゆる場合においてあらゆる作業日誌を点検するといふところまでお約束することは、かえつてほごになる場合に申しわけないと思ひます。むしろ実情をよく調査いたしまして御趣旨に沿うような方向で改善してまいりたい、かように考えます。

○石野委員 私も、一年三百六十五日ありますから、作業日誌が一枚ずつでも三百六十五枚あるわけですから、その上に今度は各部署がありますからそれは膨大なものになるのはよくわかつてゐる。しかし、膨大なものがあることはわかつてゐるけれども、報告がなければ確認はできないという、こういうやはり前提に立つた検査であるとするならば、どうしたつてそれを見なくちゃいけない。しかし、いま長官が言われるように、非常に膨大なものだから実務上は通せられないのだ。だとするならば、何かそれをチェックができる方法がなければいけないと私は思ひます。これはいますぐ答弁はできないのかも知れませんが、私もこのうしろというところはなかなか言えません。しかし原則としては、その作業日誌というものが目に入つておつて、そしてその上で検査に入らなければ本当の検査はできないだらうと思ひます。美浜の問題は明らかにその必要性を示しておると思ひますので、この点だけをしっかりとひとつ案を立てて、後であなたの方がどうやりましたということができたら、ひとつ報告してもらいたいと思ひます。これは現場の企業の側からすればいいなことかもしれないけれども、非常に大事なことで思ひますので、このことは約束していただきたいと思います。

○橋本(利)政府委員 定期検査の対象量が非常に膨大であるということからいたしますと、やはり体制を充実いたしてまいりましても、当分の間、立会検査と記録確認検査と両方併用していかざるを得ないと思ひます。その場合のマイナス点をカバーするためには、いわゆる記録確認検査の項目につきましましては極力そういったチェック材料と申しますか、チェックポイントというものを考えていつて、これを補完していくという考え方も必要かと思ひます。

そういった観点に立ちまして、御指摘の点につきましまして現実可能な方法といったものについて検討してまいりたい、かように考えるわけでございします。

○石野委員 私は、長官にもう一つどうしても聞いておかなければいけないことがあるのです。美浜の問題で昨年の八月二十五日に私が質問をしました。それに対してあなたの部下の方々が答弁をし、あなたも私に答弁してくださつた。その答弁は、ほとんど企業の報告をそのままリポート

からお答えをさせていただきたいと思います。

○武田政府委員 先生御指摘の制御棒駆動水戻りノズルのひび割れにつきましては、その傷のついている部分を削り取りまして、そこを仕上げをするというのが一つでございます。それからもう一つは、技術的な問題でございますので、審議官

つ、制御棒駆動水の戻りノズルにつきましては、余っている水を別の部分に戻すなり何なりするといふような措置をとることが技術的に可能でございすので、したがって、今度は水を戻さないといふような、いわば戻りのルートをとめるといふような措置をとることといたしてございす。

それからもう一点、福島では給水ノズルに同様の問題がございましたが、給水ノズルにつきましては、やはり似たようなことでございすますが、傷の部分の削り取ってそこを仕上げをする。それからもう一点、ちょうどそこに冷たい水が入ってきまうときに、ある狭い空間があいておりまして、そこに冷たい水がたまっているところにも問題の要因がございすので、その部分に水がたまらなくて済むように、差し込み方を変えるといひますか、そういうようなことをいたしましてその問題をなくする。そういうことによつて、今後そういうようなトラブルといひますか、ひびが発生しないような措置をとる。

こういうようなことをいたすことにしてございまして、それぞれの発電所ごとにそういう措置をするようなことでも進んでいるところとございす。

○石野委員 時間が余りありませんから、端折っているいろいろお聞きしますけれども、戻り水のノズルの問題は別として、福島給水ノズルのひび割れの問題というのは非常に大きいようですね、一号機などになりますと。私は向こうで聞きましたら、一号機の場合はちょうど四十五度のやつとその対称になっているノズルにおけるひび割れは、片方は四カ所、片方は三カ所というふうに出ておる。そして、最大のものは深さ二十五ミリまでいっておる、こういうわけですよ。いまノズルのひび割れは、GEの関係では世界ではたくさん例がありますね。一番最初にノズルで問題が起きたのはミルストンの炉だといふことを聞いておりますけれども、そういうような問題について政府の方ではいつごろから承知していらつしやるのですか。そして、その間どういふ対策をしておりま

すか。

○武田政府委員 先生御指摘のように、アメリカでも幾つかの例が今まであったようございす。私もそれがそういう情報をキャッチしたといひますか、事実を知ったという時期は、昨年の冬、十一月から十二月、あるいはもうちょっと前だったかも知れませんが、その時期でございまして、その時点で、実は最も運転経験の長い発電所の一つでございす福島第一が定検にすでに入つていた時期でございすけれども、初めの定検計画にはございせんでしたが、給水ノズルでそういう情報をお知らせをキャッチいたしましたので、点検することを指示いたしました。会社もそれに基きましていろいろ計画を立てまして、ことしになりました。たしか二月初めだったと記憶してございす。先ほど先生からお話のございまして、ひびが幾つか入つていっているところを見つけたわけとございす。

実は同様なBWRタイプのものはまだほかに日本にもございすので、逐次そういうチェックをいたしてございまして、いままでチェックいたしましたところでは、あと中国電力の島根発電所、それから日本原子力発電会社の敦賀発電所、これまたBWRタイプでございすけれども、その両発電所につきましては、福島の一号機で見られたような傷は発見されておる。しかし、これは運転の長さとかあるいは起動、停止、要するに温度変化なり何なり影響を与えるような要因の度合い等々いろいろ関係があるようございまして、逐次私どもとしてはチェックいたしまして、何らかの現象があるものにつきましてはかかるべき措置をとるというふうを考えている次第でございす。

なお、アメリカにおきまう幾つか発見されたものにございましての措置も、やはり同様に削り取り、しかるべき仕上げをしようという措置がとられていようございす。これにつきましては、私自身一度聞きましたのですが、はつきりいまだ覚えておりませんので、個々具体的な発電

所についてどうだったかということにつきまして、ちょっとここでお答えする能力を持っておりません。

○石野委員 GE関係のこの種の問題というのは、一九七四年の段階でミルストンで事故が起きて以来、数多くあります。特に私どもの持つておる資料でいいますと、七五年から七六年に大変数多くの手直し、修理が行われておるわけですよ。こういう状態をあなた方は、昨年の暮れに通産の技術顧問会議が行われる、GEの方ではこの問題を公表するといふような事態で初めて知つたという事情のようですね。だけれども、この種の問題については、電気機器メーカーとしての東芝さんとか日立さんなどというのは、もっと早くから知つておつたのではないですか。

○武田政府委員 私の承知してございす限りでは、私も知りましてのが昨年の十一月から十二月ごろでございまして、日本の機器メーカー自身は従前から知つておつたかどうか、その点については承知しておりません。

○石野委員 通産はもう少しこういう情勢を、これは電力会社とか電気機器メーカーから聞かなくたつて、いろいろな情報をキャッチすることに十分知り得るはずなんです。われわれのようなどころでも情報は入るのだから、政府の側で、ないわけはないのです。もうちょっとそういうところを早く知り得るような体制づくりといふものをしなかつたら、対応はできないのじゃないだろうか。

原子力委員会などはこういう問題について情報はキャッチしていませんですか。

○吹田説明員 原子力委員会は大体そういう問題があるといふことは聞いてございまして、原子力委員会の下に原子炉技術専門部会というのございす。そこで各発電所に起こります個々の問題からむしろ共通な問題を取り上げようと思つて、いつも問題になるのは結局材料でございすので、さしあつてBが問題でございす。Pもですが、東大の鶴戸口教授を主査といたしまし

て、こういう個々の発電所に起こる材料的に見て重要な問題をどういふふうに把握、解決したらよろしいかという中間報告を実はいたしてございまして、それに基づきまして、予算化できるものは本年度のたとえば原研の安全研究でございすとか、平和利用委託費にできるだけ反映するようにいたしました。

○石野委員 通産は、事故のあつたときもそうだし、そういういろいろな問題について情報キャッチをもう少し早くして、ただ企業から入るだけの情報で対処するといふようなことを一日も早く脱皮して、自主的な管理なり監督といふものができるように、技術関係の情報キャッチをする体制づくりといふものをする必要があると思つたのです。福島のこのクラックの問題で、特に一号炉の四十五度のところに出ておるこのクラックは、大きいやつになると深さ二十五ミリになつておるわけですよ。これは世界最大だといわれるのです。GEで幾つかのものが出ていけるけれども、こういう大きなクラックは余り見ていない。しかもこの四十五度の角度のところは四カ所、実際は五カ所らしいのですが、そういうクラックをグラインドしているわけですよ。しかもそのグラインドしておる側面を埋める、土盛りするといふか、削り取つたやつを全然もとへ戻さないままに今度は仕事をさせる、稼働に入れるのだという指示をなさつていようございす。この問題についての技術的な側面からする問題は全然ないのですか、どうなんですか。

○武田政府委員 傷のついていっている部分を削り取つてそのまま仕上げをする、それで技術的に問題があるかどうか、こういうことでございすけれども、一般には原子炉の中をステンレス等で内張りしたいなことをしてございす。何でそういうことをするかといひますと、原子炉水の中に溶けていくと言つておかしいのでございす。鉄板の方から微量なものが炉水の方に漏れていく、そういうようなことをなるべく少なくする、こういうこととございす。

ところで、そうではございませんけれども、原子炉本体そのもの並びにいろいろなノズルが出たり入ったりしておるわけでございますが、そういったものの全部を含めて面積全部当たって見ますと、ごく一部には普通の鋼、ステンレスじゃないものがそのまま表面に出ている部分もあるわけでございます。こういったものをマクロに見まして、炉水が平均してどうなるかというようになつてございまして、ごく微小部分につきまして削り取ったままそのまゝにするというところで技術的に問題があるかどうかと言へば、問題なしというふうに考えていいような状態があるわけでございします。非常に広がつて、それじゃ全部炉心自身のステンレス内張りが必要ないのかということになりますと、これはまた問題が起こるわけでございします。今回のようにごく一部、微小部分につきましてある部分を削り取ったまま、しかし仕上げの状態を非常によくしなければいけません。そしてそれがどうだろうということになりますと、技術的判断としては問題なし、こういうようなことになろうかと思うわけでございします。

○石野委員 報告によりますと、五月四日の原子力委員会の安全審査部会はそのことを認めたというように聞いておりますが、そうなんです。

○武田政府委員 ただいまの給水ノズルあるいは戻り水ノズル等のいろいろの私どもの評価につきましては、私どもも顧問の先生方いろいろな御相談したりいたしますが、その過程は科学技術庁事務局とは非常に密接な連絡をとっている次第でございます。ただ原子力委員会につきましては、その下部の組織に発電用事業炉部会という組織がございます。発電用事業炉部会及びそれを經由いたしました原子力委員会に五月初めだったかと思ひますけれども詳しいことを御報告し、それから通産省としてはこう判断しているのだということもお話しし、それで御了解を得たと聞いております。

○石野委員 私はこの点について、原子力委員会は安全審査をするときに、炉本体の内面はステン

レス張りをするということで安全審査をしておる。ノズルの部分は炉本体にくっついておる部分、部分的にはこういうような事故があつて、一カ所だけならいいのですけれども、ひび割れが何カ所も重なつてきているわけですよ。そこをみんな穴ぼこができていくわけですよ。それはこの前私は報告でいただいたのですが、わからないので写真を見ていただきました。このような形になっているわけですよ。これは福島の新大井でございまして、こういうようにノズルのところに四カ所あつて、これは別な形ですが、島根の発電所のノズルのひび割れというものは、ごらんない、大変なものです。これを皆さんは仕上げをどうしようにするのか知りませんが、長官もちょっとこれを見て下さい。こういう状態なんです。それを仕上げをして、しかも安全審査ではステンレスで安全審査を通してゐるものを今度は削り取つて、ステンレスの部分といふゆるカーボンの部分とが両方出たままに稼働へ入れていくわけですよ。それでよろしいんだということになりますと、安全審査の基準がどこにあるのかと私どもわからなくなつてくる。

こういう問題について、安全審査はそのときそのときの都合によつて、その部分は結構ですよというように形ですつと素通りさしていくのかどうか。私はこれは原子力委員会安全審査部会といふものの立場の問題、そしてまた、われわれは信頼をどこに置くかという問題についてもどうも疑問を持つ。武田さんはいま、顧問会議が何かでそういうことをされたとか言つておられますけれども、長官、あなたのところには顧問会議があるのだそうですけれども、その顧問会議で出た結論でいろいろの指示を与えているようですが、私はその顧問会議の技術者にこゝへ来てくれと言つたら、公的なものじゃないからこゝへ出られないのだ、こういう御答弁があつて、とうとう参考人としては出てもえなかつた。そういう公的なものに出ることのできないような人々の結論であつた方はいろいろな指示を与え、現場指導をして

おるといふことはどうもおかしいので、この顧問会議は持つてもらつては困ると私は思うのだ。どういう位置づけをこの技術顧問会議には持たしてやるのですか。

○橋本(利)政府委員 御指摘の技術会議は、昭和四十一年の省議決定に基づきまして、一応諮問機関といたつたようなこととお願ひしておるわけでございします。大体顧問が二十七名おられると承知しておりますが、いわゆる安全審査あるいは検査等に当たりまして十全を期するために、そういった權威のある方からお話を伺ひ、あるいは御意見を徴した上でわれわれの行政の実務に反映させる、かような性格のものと承知いたしておるわけでございします。

○石野委員 その顧問会議の技術者の方々というのは、この委員会等に出て発言をするという資格を付与してないのですかどうなんでしょうか。そういうことをしてはいけないうのですかどうなんでしょうか。

○武田政府委員 前回か前々回だったかと思ひますけれども、うちの顧問のしかるべき人に参考人というお話がございまして、私どもとしては当該出てくださる方の御都合等も伺はなければいけません。その間にやや時間がかかつていたわけでございます。一方、その日自身はなかなかむずかしい、しかし、ある予告期間を置いてくださればできるだけ時間を合わせるようにしますというところまで話が進みかけた状況だったわけでございします。

他方、私の承知しております限りでは、通産省の顧問というのがどんな権限を持つてゐるのだからかといふ全く別の方からのお問い合わせがあつたやうでございまして、それにつきましては、責任は通産省自身にある、しかし通産省の判断をよりにいろいろの御意見を伺ひ、あるいは集まつていただいた議論していただいたりして、その結果を私どももそしやくして通産省としての判断をするんだというやうなことを、また同時並行だったやうに

記憶しておりますがタイムリグは不確かでございますけれども、そういうお話をしておりました、実は私の承知しておりますところによりますと、そういう余り責任のないといふこと、その人自身が責任を持つて判断するといふことではない性質の人だと、参考人として呼んで来ていただくというのかなというやうな議論があつたのかと思ひますけれども、実は私どものアレレンジ中にアレレンジが中途半端だったのはまことに申しわけなかつたと思ひますけれども、アレレンジ中にキャンセルになつてしまつたというやうなことでございします。

今後もし必要でございまして、しかし私どもも願ひしている顧問の先生方もなかなかお忙しい方もおられまして、きょうのあしたというやうな調子でうまくそのアレレンジができるかどうかは別でございましてけれども、ある予告期間があれば私どもとしてはそういうアレレンジの努力はいたしたいと思つておる現状でございします。

○石野委員 私は、手続の問題や何かを言つてゐるのじゃないのです。とにかく顧問会議で決めたことで現場の作業指導をやつてゐるというところが原子力委員会の安全審査部会との関係はどうかというところが問題なので聞かれます。詳細設計の問題は通産省に任じてゐるんだからいいということであり、あるいは戻り水ノズルのところの事故は詳細設計だ。しかし、給水ノズルのところに起きておる福島などの事故については、当然のこととしてこれは原子力委員会安全審査部会が検討を加えなければならぬ問題だと思ひます。

そういう点で、私はこの前も吹田委員にはお尋ねしたのですけれども、どうも技術的に見ましてもステンレスとそれからカーボンとが表面に出たままの、そういう作業で手直しといひますか、うまく表面の作業をやつただけで、もとへ戻さないうままでやつたときの不安定性といふものはあるのではなからうかという疑問を提起したわけですよ。安全審査部会としてはそういうものをどういうふうに見ておられるかということが一つと、そ

れからそういうことをやった場合に、その長期に
対応できるだけの力があるのかどうかという問
題などは安全審査部会で当然考えなくちゃならぬ
問題じゃないか。それを通産の技術顧問会議
の議を経たから、それで指示を与えて現場作業指
導をやるというようなのは、これは安全審査の
上から言ってもよろしくないのじゃないかという
ように私は思うので、その点についての観点をひ
とつお聞きしたいと思います。

○吹田説明員 この前石野先生から提起された問
題を、私帰りまして早速安全審査会の下部組織の
発電用事業部会で、これが基本設計思想に関係
するかどうかを検討すべきではなからうかという
ことを言いました。規制課の方では四日に事業部
部会を開いて、その結果を十日の原子力委員会に
報告を受けました。その結果は、通産で行ったあ
るいはこれから行おうとする計画は、これは技術
的に見てやはり妥当であらうという報告がござい
まして、原子力委員会でも大分質問をいたしまし
て、一応妥当であらう、そのかわり運転するまで
にいろいろな確認試験をするようでございますの
で、一応妥当と認めただけでございます。それが
十日でございます。

○石野委員 安全審査部会がそういう結論を出し
たということはそれは一つの方向でしようけれど
も、私たちの懸念しているのは、クラックの部分
の削りつ放し、運転再開というようなことをやり
ますと、これは炉の健全性についてどの程度根拠
があるのかという疑問があると思うので、
これは事が進んでしまったことだから追認の
ような形の結論であらうかと私は思うのですけれ
ども、健全性の問題については非常に問題がある
のではないかと思います。安全審査時におけると
ころの、最初の安全審査のときにステンレス張り
ということが条件になっていることになり
ますと、その条件変更ということは非常に炉の生
命にとって問題があるのだ、こういうふうに思
いますので、これはどうもやはり事後承認というよ
うな形であるだけにわれわれとしてはそれに信頼

性を置くことは非常にむずかしいし、また、こう
いうようなことをやっておいて本当に炉は本来の
使命のように、設計基準のようにずっと進むかど
うかという疑問がございます。これは恐らく
学術論争の問題なんかも出てくることだと思
いますので、まあ報告はわかりました、そういう
ことだということ。だけれども、こういうような
安易なやり方だけはひとつ避けていただきたいと
いうことを特にお願いしておきたいと思います。
福島三号の問題を、また近く削り取りをやる
というように、また近く削り取りをやる
というように、また近く削り取りをやる
というように、また近く削り取りをやる

○高橋説明員 福島の三号機につきましては、給
水ノズル及びCRD戻りノズル、点検をする計画
でございますが、まだ点検するところまで至って
おりません。現在準備中でございますので、何か
の間違ひだらうと思います。

○石野委員 一昨日私は現場へ行つたときに、福
島三号は削り取りを近くやるつもりだと言ってお
りましたから、よく聞いてください。これは恐ら
くそういう事実はまだ出ているのだと思いま
す。

それから浜岡一号炉では、炉心の流量が設計値
のとおりに出ない。九〇%ぐらいしか出ないの
で、昨年のピーク時においても九八%ぐらいしか
出なかった。こういうようなことで、やはりこれ
は設計上の問題があるのじゃないかという疑問が
提起されているようでございますけれども、
も、しかし、現場はピーク時にどうしても運転し
たいからというので、それを稼働に入れるのだと
いうことではあります。そういうようなことは
情報としてあなたの方の方に報告はあります。ど
うなんですか。

○高橋説明員 浜岡で流量不足で出力が出ない
という話は私は聞いておりません。いろいろと安全
のために出力はできる範囲で余裕を持った運転を
するようにという一般的な指導を私どもとしては
しておりますが、流量不足で出ないという話は聞

いておりませんけれども、必要があれば調査いた
したいと思います。

○石野委員 福島の二号炉におけるところのノズ
ル点検がやはり項目に入っているのです。あそ
こでは分岐点の再循環水の入り口のところにま
た問題があるというようなことがある。いずれに
しましても、各炉ごとにいろいろな事故が多い。
これは私は開発優先で、安全を十分に監視しよ
うという観点からすると非常に重要な問題だと思
うのです。

特に安全の問題では注意してもらいたいと思
いますが、時間がございませぬので労働省から来
ておる方にちよつと尋ねますけれども、あとい
うふうにして事故がたふさん起きますと、そこ
の作業が行われます。作業が行われる場合の作業
現場を私は島根でも見せてもらいまして、福島は
現地の現場へ入れなかつたからテレビで見ても
らいましたけれども、ずいぶんシールドを厳しく
やって作業現場を汚染度を低くしておるのだ
が、しかし、この隙をいして作業をするシールド
の中の汚染度というのは大体どのくらいい
わゆる汚染度になっているか御存じですか。

○宮野説明員 現在ちよつと資料を持っておりま
せんので、調査をしたいと思います。

○石野委員 これは恐らく労働省はなかなかわか
らないだらうと思うので、通産の方はそういう問
題についてはどの程度なしておられますか。

○武田政府委員 発電所ごとに数字が違ふかと思
いますけれども、福島一号機につきまして私が前
開きまして覚えていたところでは、一時間当たり
たとえば百ミリレム程度、これは作業といいま
すか、炉の中での作業でございますが、その程度ぐ
らいまでに低減するような防護対策をしてその程
度というような話を聞いておりますが、実績結果
につきましてはちよつといま手元に持っておりま
せん。

○石野委員 およそ大体そういうようなものなん
ですね。そういう中で労働者が仕事をするので
す。労働者の線量管理の問題は福島ではどうい

ふうになっておるのですか。

○宮野説明員 一般的な問題として、管理区
域内で常時働く労働者、それからまた臨時的に業
務上立ち入る労働者につきましては、被曝線量の
記録と保存を義務づけているところでございま
す。また管理区域内で常時働く労働者につきま
しては、特別の健康診断の実施と結果の記録及び保
存を義務づけ、かつ、その結果を被曝線量ととも
に労働基準監督署長に報告させているところで
ございます。

○石野委員 労働省はやはりその作業現場の実態
というものを掌握していませんから、労働者がど
の程度被曝をきつて受けているかというところは十
分承知をしていないだらうと思うのです。しか
し、いま通産からも言われるように、炉を洗いま
してそしてその上にまたシールドをやつて放射能
をうんと防ぐ形にやつてさへも炉内のははるミ
リぐらいになつていく。そうすると、これは大変
なものなんですよ。長い作業はできません。どん
なに多くても三百ミリ、全被曝量で五、六百ミ
リ、レントゲンまでいったら大変なことになつ
ちゃうでしよう。そういうようなことを管理監督
をするというところについては、ああいふ作業のあ
るときは労働省はもう少し積極的に現場に出てい
く必要があるのじゃないだらうかということを私
は痛感します。

それで、そういう体制がいま労働省に全然あり
ませんね。これはやはり何か考えなければいけな
いのじゃないかと思ひますが、あなた方はそうい
う点についてどういうようにお考えになります
か。

○宮野説明員 私どもは職業性疾病につきまして
は労働行政の最重要点としておるところであり
まして、昨年も職業性疾病対策要綱というものを
つくりまして、基礎的な研究から予防、治療、補
償というようなものについて系統的に、あるい
は総合的に把握をし、対処するという形をとつて
おります。そういう中でも電離放射線につきまし
ては行政の重点として監督指導を行つておるとこ

るでございまして、先生御指摘のようないろいろな問題につきましても、この電離放射線障害防止規則というのは、本来個々の労働者の被曝状況を把握いたしまして、一定の被曝線量を超えないよう厳正な監督指導を実施するというようなことでございまして、御指摘のようなたとえば全体の被曝というようにものに対する考慮も必要な場合がございまして、事業者に対しては事業場全体におきまして被曝線量の動向を把握する、あるいは一日、一週あるいは業務別等の被曝線量につきまして所要の統計等を作成するように指導していただくこととさせていただきます。

○石野委員 いろいろな指導はよろしゅうございしますが、定検のときとかあるいは修理作業を別途に行うときの労働者の被曝というのは、これはよっぽど注意をしませんと、超過被曝をしてしまつて大変な事故を起こすだろうと思ひます。もちろん現場の監督もよく行つていと思ひますけれども、それでも事実上必ずしもそうなた方が考へるようにはいかない。たとえばヘルメットをかぶると言つても、下請とか請負なんかで行つてい人などは、現場が暑いからヘルメット帽を脱いだまま入るとか、あるいは手袋をやつていのはめんどくさいから手袋をとちやつて仕事をしていとかという事実がたぐさあるわけですよ。こういう問題はもう少し厳重な監督をしなればいけないと思ひますから、そういう意味での監督を重視してもらいたいし、それからそういう現場における線量の線量がどういふふうになつていのかということをもう少し労働省は勉強しておいてもらわなくちや困ると思ひます。そうしなければ本場の被曝管理はできないだろうと思ひます、そういう点はひとつ新たに注意を喚起していただきたい。

と同時に、福島では事故が起きているのですよ。これは三月三日にあつたこのちよつとした修理作業をしている中で、この三号機の定検の中で起きた事故なんです。で、萩原勇一という人ですが、その方が配管溶接作業の準備中に事故が起

て死んでいるわけですよ。時間が余りありませんので多くを申しませぬけれども、しかし、県の労働基準局、富岡労働基準局の関係で、県会におけるところの答弁を生活環境部長がしておるのですが、そのときの答弁の中に、事故が起きて十分以内に看護婦が行つて救出しましたという答弁をしていられるんですよ。でたらめなんですよ。とにかく廃棄物を入れてある貯蔵タンクが三つあるところで、地下七メートルのところへ落つちていられるんですよ。出入り口は下にはないんです。最終的にはけがした人をロープで縛りつけてつり上げていられるんですよ。つり上げて、そして持ってきてから今度は被曝線量が多いから線量を洗つたり衣服をかえたりなんかすることがあり、看護婦が行つてからそこで救出出したのに、行つてから十分間くらいでしようけれども、そこまでいふぶん時間がかかつていられるということは全然隠されてしまつていられる。

私は、こういうでたらめな報告が労働省あたりの答弁として出てくるということについても問題がある、これはやはり十分に現場の情勢を認識してない結果としてこういう報告が出ていられるのだろつと思ひますが、当時の事情はどういふ事情ですか、ちよつと説明してください。

○宮野説明員 先生おっしゃいました方について、三月五日の午前十時八分に被災労働者が地下七メートルに墜落をいたしました、救出に十分ぐらいを要した。それから十時二十分ごろに廃棄物処理建屋の外に出したわけでありまして、直ちに看護婦によりまず酸素吸入なり応急止血をした。しかしながら、屋外でもありまして、ショック等を起こすおそれがあったとはいかないということ、事務本館といひますか、屋内に搬入をいたしました、さらに止血、酸素吸入等を行ひまして、十時四十五分ごろ東電の救急車で看護婦及び救急処置の心得のある者が一緒に同乗いたしました、双葉厚生病院に移送したというように聞いております。

○石野委員 そういう報告の中で、いろいろあり

ますけれども、たとえば答弁の中には、ヘルメットをかぶつておつたのだけれども落つちるときに切れちやつてそれは離れてしまつたというような答弁をしていられるんですよ。ところが、きのう現場へ行つて聞くと、現場ではヘルメットをかぶつてないんですよ。ヘルメットはその作業場の入り口のところに置いてあるんですよ。本人たちは中へ入ると暑くて仕方がないから、マスクをしておつても、こんなものめんどくさいといつてマスクを外していき、ヘルメットはかぶつてないんですよ。もちろん作業交代の時期でございましてからですが、七メートルの上で作業しては命綱もつけてない。こういうような状態では、事故が起きて死んでしまふのはあたりまえなんですよ。

こういう管理監督上の手落ちというふうなものについて、もう少し十分な注意が払われてないとは困る。こういうような点について、これはどこが悪いんだ——この下請は本下請から六つ下の下請なんですよ。孫請や曾孫請じやないのですよ。六番目なんですよ、下請の作業をしていのは。だから現場では、何がだかわけがわからなないのだ、上の方では、こういう仕事をしています。だから、そういうものに対する労働省の労働管理なりあるいは被曝管理というふうなものについて、もう少しやっぱり綿密な対策がなければ、幾ら上で言つたところで、作業するのは下請、六階下の作業者がやるのですから、とてもとても上で言つていることがこへは響かないのですよ。実際はここが必要なんですからね。そういうような問題が起きていられることについて認識が十分じゃないということになると、これは困るのですよ。労働省はそういう問題をよく承知していま

すか。

○宮野説明員 原子力発電所の元方事業者としての義務を厳重に履行するように、これは監督指導の重点の中にも加えておるところでございまして、追及することもありますけれども、これでおき

ます。しかし、労働省は、こういうような安全管理上特に一番問題である現場作業員に対する安全管理の規制というのは元方だけにいつてやつたつて、実際に仕事をするのは下請、孫請、ずつといつて六代目の、そういうところの人たちが仕事をしておるのだ。これでは幾ら上の方だけ管理したつて、こへ響かないような監督管理じゃ何の意味もないですよ。それをどうするかという問題を積極的にひとつ考へてもらわなくちや困る。上だけやればいいのだ、形だけつくればいいのだ、下はどうでもいいのだということだったら、実際に苦しむのは労働者ですよ。

島根でも同じようなことがある。島根で、ある労働者が雇われて行つていられる。作業に入つていられる。一日三十三リレントゲンという作業、これが大体規制になつていられる。ところが、この人は一日六十リレントゲンの仕事をやつていられるわけですよ。したがつて、昨年の十月に雇用されて、この前もちよつとお話ししましたけれども、ことしの五月までの雇用期限がある男だ。それが三月で首になつちやつた。もう被曝線量が限界に來ちやつたから必要がないのですよ。一日二度、三十ミリレントゲンの被曝の作業に入れられていられるわけですよ。三月十八日に首になつていられる。本人は文句言つていられるけれども、現場では使つても限界に來ていられるから入れられな。こういうような形の労働が行われていられることになつたら、労働管理などというのは全然なつていないということになるのです。

労働省は、こういう問題に対する管理監督をもつと強くやらないと、至るところで、隠されたところ、こういう事態がどんどん進んでいく。しかも、下請が六段階も下だといふことになると、こゝで働いていられる人はどこへも文句の言ひようがないのです。法制上の問題も何も全く無法地帯で働かされていられるのですから、こういう問題についてもっと厳しい監督業務をやる方策を考へてもらわなければいけない。これは労働省に考へてもらひたい。

と同時に、科学技術庁長官、資源エネルギー庁長官もそうでございますが、いずれもこういうものについては、もっと政府の側で監督業務なり実務上の具体的成果の上がるような方向を模索しない限り、労働者に対する被曝量を薄めようといったってとても無理だと思ふ。方策を積極的に考えてもらいたいし、また、原子力委員会としてもこういう問題に対する指示を与えてもらいたいと思う。そういう点について大臣、ほかの皆さんの所見を申し述べていただいて、私の質問を終わります。

○宇野国務大臣 たとえそれが事故死でございしても、原発施設内における事故というものはわれわれといたしまして今後極力未然に防止するというふうな体制を整えなくてはなりませんし、ましてや、被曝という重大な問題もあるわけでございますから、いま御指摘の点はわれわれといたしましては慎重に今後取り扱っていきたい、かように存じております。

○橋本(利)政府委員 観念論に終わらないように、実情に即した対策が実現できるように努力いたしたいと存じます。

○吹田説明員 下請の問題は、私個人非常に重要な問題と思っておりますので、今後この問題をいろいろの方面から研究したいと思ひます。

○宮野説明員 先ほども申し上げましたように、職業性疾病対策要綱というもので、総合的、系統的な対策を展開していく中で、先生のおっしゃるような下請についても十分措置をしていきたいと思ひます。

○石野委員 大臣、これはぜひひとつ閣議で問題を提起してもらいたいと思ひます。元請とかあるいは電力会社などのような大きなところでは、いろいろな法制上の規制もずいぶん整備しておりますけれども、下請のところはなかなかそこが行き届かないものがある。これをやることもなかなかむずかしい問題があるのですけれども、ほうっておくわけにはいかない。どうしても中央、地方を通じて、特に労働省の本省と地方出先の労働基準

局との関係を十分やってもらう必要がありますから、これはひとつ閣議で提起してもらいたい。それからエネルギー庁長官については、現場におけるところの作業について情報を得るということが非常にむずかしいことはよくわかつているけれども、企業側の報告だけでよしとするような態度は許せない。そんなことがもし通産で許されるとするなら、われわれ安全管理とかなかなかについての信頼性は全然なくなってしまうから、そここのところに対する対策を明確にするような具体的な方策をするための研究をしていただきたい、そのことについてあなたの所見を聞かせていただきたいと思ひます。

○宇野国務大臣 労働問題に関しては、当然私と労働大臣で十分話し合つて御趣旨に沿いたい、かように存じます。また、通産大臣とも当然話を進めなくてはならぬ、かように存じます。

○橋本(利)政府委員 御趣旨に沿いますように、体制を整えてまいりたいと思ひます。

○山田委員 これにて石野君の質疑は終了いたしました。

午後一時十分より再開することとし、暫時休憩いたします。

午後一時二十分開議

○山田委員 休憩前に引き続き会議を開きます。

原子力基本法等の一部を改正する法律案及び日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律案の両案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。宮崎茂一君。

まず、日本原子力船開発事業団法の一部改正の件でございますが、これは過去三国会で十分に審議していると私も自由民主党は考えております。

一点お伺いをいたしたいのですが、今回出てまいりました法案は十一年延長というふうになっております。今回の期限延長という問題は、その時点において大体原子力船が実用化と申しますか完成と申しますか、つまり事業団法がその時点で解消するのじゃないか、こう思うのですが、十一年というのに何か理由があるのかどうか。これは見通しの問題で、十年とか二十年とか、でなければ期限はひとつ削除をするとか、そういったことも考えられるのじゃないかと私は思うのですけれども、特に十一年というふうにありますのは何かつながりがあるのか、どういふことなのか、その点を御答へ願ひたいと思ひます。

○山野政府委員 ただいまの延長法案、十一年の根拠に入ります前に、若干原子力船「むつ」の考へ方について御説明申し上げたいと思ひますのでありますが、「むつ」が放射線漏れを起こしました後、先生御承知のとおり放射線漏れ問題調査委員会あるいは原子力委員会の中に設けました原子力船懇談会といったふうな場におきまして、今後わが国におきます原子力船開発のあり方、特にその中におきます「むつ」の位置づけといったようなことにつきまして、鋭意検討をいたしたいわけでございます。これらの検討の結果、近い将来に到来が予想されます実用原子力船時代に備えまして、引き続きこの「むつ」を開発することが必要であり、かつまた、実施機関としましては、これまで船につきましても各種の経験を蓄積してまいりました日本原子力船開発事業団が適当であらうというのが結論であつたわけでございます。

そこで、「むつ」を今後いかに開発を進めていくかという点につきまして、私もこれらの結論を踏まえて検討をいたしました結果、結論的に申し上げますれば、十一年間を使いましてこの「むつ」の開発を推進したいという結論になつたわけでございます。

この十一年の中間として考えておりますのは、まず「むつ」の安全性の総点検と改修に四年間を考へております。これは、「むつ」を修理港に回航いたしまして、原子炉部を中心とした技術的な総点検を実施いたしますとともに、必要な改修工事を行うものでございます。さらに、この四年間に引き続きまして、出力上昇試験というものを考へておるわけでございます。この出力上昇試験に引き続き海上試験を実施するわけでございまして、その所要期間を一年間と見込んでおります。この試験が済みまして後、実験航海に入るわけでございまして、実験航海を二つの段階に分けてございまして、実験航海を三年間予定をいたしております。これは操船に慣熟するための運転航海、さらに所期性能及び安全性確認のための航海、あるいは出入港の経験を積むための航海といったふうなものを行う予定にいたしております。この実験航海の三年間を終了いたしました後、燃料交換を行ひまして実験航海のその二に入りますわけでございまして、実験航海のその二におきましては、先行します実験航海によって得られました基礎的なデータにつきましてさらに実験航海を重ね、信頼性の確認とかあるいは安全基準の策定等のためのデータの蓄積を図るといったふうなことを考へておるわけでございます。

これら合算しまして十年間でございまして、さらにあと一年間をかけたところで成果の取りまとめをしようとしておるわけでございます。

この十一年間の間に済みました後、事業団の扱い並びに技術的成果の扱いにつきましては、その時点におきましてこれらの成果が今後とも最大限に活用されますように、また、この経験豊かな人材につきましてもいたさらに散逸しないので、ぜひその技術的能力を活用できますように必要な検討を加えまして、所要の措置を講じたいというふうに考へておる次第でございます。

○宮崎委員 いま「むつ」の話がございましたけれども、団法が延長になりましたならば、やはり

実験船と申しますか、原子力船を研究する期間に充てられるわけなんで、これはもっと弾力的に考えてもいいんじゃないか。大臣、どうでしょう。か。「むつ」を、いま事務局が答えましたように細かくきちきちとやるといような考え方でなくて、法律の上では期限延長ということだけで、やはり弾力的に考えていいんじゃないかと思

います。大臣、その点はいかがですか。
○宇野国務大臣 期限立法として今回も提出いたしましたのは、過去の経緯がいろいろあったからでございます。そのことは御承知だろうと思

います。しかし、非常に大切な問題でござい

ます。原子力船の将来等を考えました場合には、いまおっしゃったような弾力性ということもわれわれ決して無視できない問題だと、一応そういうふうには考えております。

○宮崎委員 いまの大臣のお答えを了といたしまして先に進めたいと思ひますが、この問題は国会で充分議論されておりますし、また、今国会でも本会議あるいはまた予算委員会等で野党の諸君からの質疑を通じて、政府の態度もあるいはまた野党の考え方も十分明らかになったわけでございます。私がお聞きしておりますのは、大政府府案に対してわれわれ国会の方でイエスかノーか、あるいはまたそれに対して修正案を出すとか、そういう国会としての態度を決めなければならぬという点にきておられるのです。そういうことにつきましては理事懇話会の中でいろいろとやっております。その点につきましてはもうこれ以上触れない方が私はいかえっていいと思っております。そういうことで、こういう将来の日本の原子力の平和的な利用を考えて、原子力船時代が来ることに対応して研究を積み重ねておく、こういうふうな基本的な方針を貫いていけばいいんじゃないか、私はそういうふうに考えているわけでございます。自民党といえども、この期限延長の問題、いま出ております日本原子力船事業団法の一部改正、この附則改正につきましては、も

う過去に何回も議論をしておりますので、これ以上質疑はいたさない、こういうつもりでおるわけでございます。大臣、もし感想がございませうれば述べていただいてもいいのですが、時間もございませんで次に移らしていただきます。

原子力基本法等の一部改正に対する法律案が今回初めて出たわけでございます。御存じのように、原子力の平和利用につきましては安全性というものが第一に考えられているわけで、今回の措置は、従来の原子力委員会のほかに原子力安全委員会というのを設けようという問題でござい

ます。この法案は非常に各方面の改正案を必要としますので膨大にわたっているようにござい

ますが、提案理由の説明の中でも見られますように、二つの項目になつてゐるよう

に考えるわけでございます。原子力安全委員会の設置の問題、いわゆる行政の区分の問題です。研究炉の方は科学技術庁長官、実用発電炉は通産大臣、船舶の船用炉は運輸大臣、この辺が一番議論の焦点になるのではないかと。言ってみますと、行政手続と申しますか、役所の仕事の再配分の問題というふうに考えておりますので、私も内容の問題ではないかと思ひます。しかしながら、多少問題があるようござい

ますから御質問をいたしたいと思ひます。

こういつた行政機構を改革する、安全委員会を設けるとか、あるいはまた通産、運輸の両省に権限を与える、こういう必要性というものは現時点において本当にあるのかどうか、必要性和緊急性と申しますか、実はそういうふうな感じがいたすわけでございます。

御承知のように、安全性の問題は必要です。基本的には私も安全委員会をつくった方がいい、こういうふう

に考えておりますが、国会の最近のエネルギー問題、いわゆる原子力問題の審議は、午前中もそうだったと思ひますが、安全性の審議がなされております。あるいはまた原子力発

電所に対する反対運動、そういうことで、安全性については大分国民にも浸透しているのではないかと私も思ひます。また一方、エネルギー危機という問題が出てまいりまして、カーター発言以来アメリカでもエネルギー、石油の節約をしようという問題もあり

ます。本当は石油の節約、原子力をもっと代替エネルギーとしてどんどんつくらなければならぬのじゃないか。いまの安全委員会をおつくりになろうという現代の背景を考えますと、かえってそういうふうな問題も出てきているのではな

い。最近では安全問題が非常にやかましく言われ

て、発電所の計画が当初よりも大分ダウンしたとい

う話を聞いておるわけです。そういうふうな背景を

考えて、なおまた、この案は実はカーター発言の前におつくりになった。いまでもどうして

もやらないのか、安全委員会についてその点だけお願ひします。

○宇野国務大臣 この国会を通じて、原子力行政には安全といふことがその基盤をなさなければならぬといふことを私は再三申し上げてまいりました。また、与野党を論ぜず同様の御見解がしばしば開陳されたわけでございます。特に今日まで原子力委員会といたしましてもベストを尽くしてまい

ったわけでございますが、しかし、今後原子力行政を進める上におきまして、特に被爆国であるわれわれ国民の中には、いまなお根深い原子力に対する不安感と申しましうか、アレギーがあることは事実でございます。それから、そうした問題も政府みずから一日も早く解消していただくよう

に、まず身をもつていろいろと実践をしなければならぬ面もあつたと存じます。さうなことで、原子力委員会が開発と安全規制とを同じ機能として持つてゐるということ自体に対する国民の批判も少なかつたといふふうな経緯から、御承知の行政懇話、この際思い切つて安全委員会を設置なさつてはどうであらうか、

こういうふうな御進言もあつたわけでございますから、いやしくも前内閣とは申せ、その当時の総理大臣の私的諮問機関がそうした意見を述べられたわけで、自由民主党の内閣としては当然継続性がござい

ますから、私といたしましてはこの答申を守らなければならぬ、これを実施したい、かように存じまして、新内閣になりましたも、これに重点を置いて提出をさせていただいたという次第でございます。

したがしまして、その後カーター政権の動きもいろいろござい

ますが、わが国といたしましては核エネルギーの開発といふことは、言うならば準国産エネルギーの開発でござい

ますから、開発と安全といふものは表裏一体をなして進めるべきものである、こういうふう

に考えておりますので、この点におきましても、われわれは安全委員会の設置と同様に、同じ重さを持った大きな今後の行政のポイントである、こういうふう

に存じておる次第でございます。

○宮崎委員 新しく設けられま

すところの安全委員会の委員長は委員の互選による、こうなつております。そしてまた、原子力委員会の方は大臣が委員長でござい

ますが、この二つの委員会ができて、原子力行政に対するうらはらの問題、一方は安全の問題、一方は開発利用、そういう問題でござい

さいますが、こういう安全委員会ができることによりまして、果たして調整がうまくいくのだから、もし意見が異なった場合にどうなるんだらうかというところが心配でならないわけですね。いままでは原子力委員会のもとで、事務局として原子力局と安全局があって原子力委員長がやっておられる。ですから安全性が非常にやかましく言われるとその利用の方、開発の方が委員会の中で自分自身でコントロールされていく、そういうふうにも見られるわけですが、今回は安全というのが非常に重要だから別に切り離そう、そういたしますと、原子力委員会と原子力安全委員会の調整が果たしてうまくいくかどうかというふうな危惧を持つわけですが、その点は大臣いかがでございますか。

○宇野国務大臣 当然そうした危惧の声もなきにしもあらずでございますが、この両委員会はそれぞれ開発と安全、別個の分野において独特の権能を有しておるわけでありまして、したがって、独立してお互いに侵さず侵されずという関係でやっていかねばならないことは当然でございます。しかし、広い意味では原子力行政にとりましても、常に連絡をするということは必要ではないかと、私はかように存じております。今回提出いたしました法律案の中においても、設置法の第二十一条におきまして、両委員会が原子力利用が円滑に行われるように相互に緊密な連絡をとりなさいというふうにしてあるゆえんもさようなことではないかと存じます。行政という面におきましては、そうした面で独立を保ちながらそれぞれの機能を十二分に果たしていくことが正しい、かように存じております。

○宇野国務大臣 最終的には、やはり内閣総理大臣の諮問機関でございますから、この点は内閣総理大臣がそうした調整の判断を示されるということになるであらうと存じます。もちろん、その間におきましては、私自身も重要なポストにあるわけでございますから当然いろいろとそうした面におけるところの役割も果たしていかなければならない、かように存じておる次第であります。

○宮崎委員 もう一つお尋ねしたいのですが、この安全委員会をつくることによって行政自体がいまよりも複雑になりはしないかと思うのですが、その点はそんなに複雑にならないのかどうか。いま御存じのように行財政の整理をしようというところで、どうせ日本経済の成長率が鈍化しますから、行政、財政の整理をしようというときにこれをつくるということ、これが行政の複雑化を招かないのだから、複雑になっても安全委員会をつくるべきだという議論になるのか、複雑にはなりませんが、その点については、その辺、大臣いかがでございますか。

○宇野国務大臣 これはよく論議されたところでございます。たとえば発電炉に関しては通産大臣が一応チェックをし、さらに原子力安全委員会もチェックをし、また、原子力委員会は別の平和利用等々の面に関しましてチェックするわけでございます。そうしたことを一般的にながめると、あるいは複雑化するんじゃないか、それとも屋上屋ではないかという極言すらあったわけでありまして、これらのことは屋上屋ではございません。いわゆるダブルチェック機能を發揮してより一層慎重に安全を確保したいということでございます。政がちょっと手間取ることがあるかもしれませんが、けれども、しかし、将来のわが国の原子力というものがかいかに国民生活を支えるに必要な行政であるかというのを考えました場合には、多少そうしたことがございまして、それでもしも無理な面が余り生じましたならばやはり行政効率を上げなければならぬでございますし、うけれども、

まず安全ということを念頭に置いて、そして将来の長い目で見た原子力行政のための基盤をつくるべきだ、かように存じておりますので、ダブルチェックは屋上屋ではないというふうに私は申し上げる次第であります。

○宮崎委員 そういう御意見だということで承っております。

あと改正法の後段でございますが、いま大臣が触れられました実用炉の方は運輸、通産両省に、研究炉の方は科学技術庁にという基本的な考え方は私も非常にわかるのです。研究の段階あるいは実験の段階は科学技術庁だ。研究炉と実用炉、初めは全部研究炉でしようから、どこでだれがこれからは実用炉だというふうに判定をするのか。運輸、通産両省にこの権限を渡すことになるのか。ですか、それはどういうタイミングになるのか。その点について法律の中では余り明確になっていないようですが、これは技術的な問題なのか。実験をしていながらだんだんとこれはもう実用化されたと認定するわけですか。これはどなたが認定することになりますか。

○伊原政府委員 原子炉がどのような分類になるかということにつきましては、これは政令でもってのおおのの原子炉の区分をいたすことになるわけでございます。その立案は内閣総理大臣、通産産業大臣及び運輸大臣が行うわけでございますが、政令の立案に当たりまして原子力委員会及び原子力安全委員会の意見を聞くという手続が法律上にも明定されております。したがって、その両委員会の意見を聞きまして上で政令が定められるということでございます。

なお、特に御指摘のございました実用炉の概念というのははつきりするかどうかということでございますが、私も現在事務方として考えておりますのは、現在発電用に使用されております軽水炉につきましては、御高承のとおりすでに世界全体におきまして百数十基、七千万キロワットというものが運転中でございます。わが国におきましても十数基が運転中でございますので、しかもその間、環境に影響を及ぼしたことはないというふうな運転実績もございしますので、そういうことを考えますとこれは実用炉に該当するものと考え得るというのが事務方の考え方でございます。

○宮崎委員 この法律が通った場合に直ちにそういった政令を出してやりになるのかどうか。というの、原子力船ですね、船舶炉についてはまだ――先ほどの原子力事業団法もそうですが、まだ研究段階だ、こういうことになるわけですが、これから十一年かかると五年かかるとかわかりませんが、そういう意味からいいますとまだ運輸省の方に譲るのは早いんじゃないか、法律はたとえば今国会で通ったとしてもずっと後になるのじゃないか、つまり、まだ権限を渡すのに時期が早いんじゃないかという問題と、いま通産省の関係の発電所の軽水炉の問題が出ました。

御存じのように、軽水炉は実用化されていると言えはそういうことかとも思いますが、果たして発電所の軽水炉の場合、通産省にそういった権限のある技術者がいるのだろうか。こう言っては失礼な話でございますが、通産省という役所は、午前中の質問も聞いておりましたけれども、一生懸命発電所をよけいくるという役所ですから、短期的に見て法律案が通ればすぐ軽水炉の分はばつと通産省だというふうなうまいものか、技術者の問題あるいはまた訓練の問題についてどういうお考えであるのか、お伺いしたい。

○伊原政府委員 この法律案が御審議の結果成立をいたしました暁におきまして、いつからこれが施行されるかという問題を含めて御答弁申し上げます。

まず、原子力委員会と原子力安全委員会、この二つができましたのは十月一日を想定しておるわけでございます。一方、行政の一貫化と申しますか、各省庁でそれぞれ責任を持って安全規制等を実施するのは五十三年度、つまり五十三年度の四月一日からと考えております。したがって、その間に半年間ございまして、その期間を準備並びに体制の整備の期間といたしたい。その間に先

ほど御説明申し上げました政令も定められるわけ
でございますし、また、各省庁での職員の量、質
ともにおきまする整備につきましても、その間に
十分に充実強化を図ることになるということでご
ざいます。特に昭和五十二年度にかなり原子力関
係の人員の増強というふうなことにつきまして行
われたわけでございますが、五十三年度はさら
にそれに加えまして人員の増加につきまして関係
方面の御理解も得た上で強化されることを期待
いたす次第でございます。

○宮崎委員 五十三年の四月からですね。そうし
ますと、まだ相当、一年近くもあるわけで、御承
知のように今国会も余り余裕もございませんが、
この基本法はあるいは臨時国会で通つてもいいん
だということになるんですか、その点は。

○伊原政府委員 行政懇談会の御意見といたしま
しては、遅くとも昭和五十二年度からこの新しい
体制が実施されることを要望する、こうなつてお
りますので、私もいたしましては、ぜひ五十
二年度からこれが実施に移るというのを期待
いたしまして、この法案の御審議をお願いいたし
ておる次第でございます。

なお、先ほどちょっと申し落としましたが、原
子力船「むつ」につきましては、これは実用船用
炉ではない、こういうことで政令の段階において
の指定が行われることになると予測いたしてお
ります。

○宮崎委員 もう一遍伺いますが、原子力船の問題
ですね、それはずっと後になる、こういうこと
でですね。いまの話は、船用炉についてそれが実用
化される段階というのはいまだと十一先だ、こ
ういうように理解してよろしゅうございますか。

○伊原政府委員 御指摘のとおりでございます。
○宮崎委員 それで、発電所に使われております
軽水炉の問題ですが、アメリカあたりでもこの前
カーターさんが、プルトニウム、高速増殖炉で
すか、それはひとつ少し中止してくれ、しかし軽水
炉の方はじゃんじゃんつくれ、六カ月ぐらいでつ
くれという御意向だ、私はこれは間違っておるか

わかりませんけれども、聞いたわけですから、
も、軽水炉というのはどうですか、日本では大丈
夫、実用と見ていいのかわかりません。この委員会でも
いま、現在の軽水炉のいろんな故障の点について
いろいろ御質疑があるわけでございますが、これ
はもう大丈夫、法律が通れば通産省に任じていい
のかどうか、もう一遍ひとつその点お伺いいた
したいと思ひます。

○伊原政府委員 あるいは御質問の趣旨十分とら
えておられないかもしれませんが、先ほど御説明
申し上げましたように、現在の軽水型の原子力発
電の技術と申しますものは世界的に定着をしてき
ておるといふのが、これは私もただではございま
せん、世界的にそういう認識になっておると承知
いたしております。ただし、実用にはなつており
ますけれども、いろいろ故障等がございましてこと
も事実でございます。したがって、実用炉で
あるといふことがすなわちもう安全性は手を抜い
てもいいといふことではございません。そういう
ことでございまして、関係各省庁でそれぞれ所
管大臣以下十分御責任を持って安全性の確保には
御努力いただく、こういうことであるかと存じて
おります。

○宮崎委員 そういたしますと、軽水炉の方は、
発電所の方はひとつ通産省の方に任ず、しかしな
がら安全性については十分考へていく、その場合
に原子力安全委員会と科学技術庁の果たす役割
と申すことはどうなりますか。直接安全委員会と
通産省、こういう形になりますか、その辺どうで
すか。科学技術庁は何も入ってこないか。

○伊原政府委員 現在御提案申しております法律
案におきましては、たとえば通産大臣が実用発電
炉の設置の許可をいたそうといたします場合には、
原子力委員会及び原子力安全委員会にその許
可の基準の適用の可否について諮問をするわけ
でございますが、そのときに科学技術庁の原子力局
及び原子力安全局がそれぞれ両委員会の事務局と
いう形で関与をするということになっておりま
す。なおそのほかに、内閣総理大臣といたしまし

てはこの許可に際しての同意という行為がござい
ます。そういうふうな案になつておるわけござ
います。

○宮崎委員 先ほど申し上げましたように、安
全性が非常に議論されると、一方において開発利
用の速度が落ちるような気がするのですが、事実
問題としては、通産省は見えてないのではありません
か。原子力発電の計画がどのくらいダウンしたの
ですか。長期計画が四千九百万キロと申していま
したね。あれは目標幾らにダウンしましたか。

○山野政府委員 ただいま目標といたしておりま
すのは、昭和六十年におきまして四千九百万キ
ロワットでございますが、この六十年時点にお
きます目標達成というのはいさゝか困難な状況に
なつておるといふことは率直に認めざるを得ない
かと存じますが、昭和五十五年時点におきま
す目標値といふのは約千六百万キロワットでござ
いまして、この数字につきましてはほぼ計画ど
おり進め得るといふふうに考えております。

○宮崎委員 安全委員会というのが一つできてさ
らに安全性が——これは先ほど大臣のお話もあり
ましたように、日本は被爆国だし、原子力に対
する安全性といふのは非常に強く要請されるの
で、そういう少々機構が複雑になつても、ある
いはまたいろいろ事務手続にめんどうなことがあ
つても、安全委員会をつくつてやろうといふこと
でございますが、一方私は、この安全のことを否定
するわけじゃないでございます。これも大いにや
つていただきたいのですが、安全性の方ばかり強調
いたしますと、本当にエネルギー政策というの
が、日本のこれから将来を考へてみますと、エ
ネルギーが不足するといふことでございますから、
やはりアメリカでさえエネルギーの不足に対応
してエネルギー白書を出している、ああいった資源
の多い国でも、日本は、やはり石油の節約も
できれども、そういったエネルギーの開発、これを
やはりやりませんと困るのじゃないか。いま原子
力発電所は、いまだ大臣がときどき答弁されて
おりますが、発電所による直接の人身被害、人身

事故、こういったものがないのだ、こう言つてお
られますが、安全委員会ができたから安全ばかり
やるといふことじゃなしに、やはり開発を進め
ないといふことは国民生活に大変なことになると
思ひます。

エネルギー節約とエネルギーの開発の問題、こ
れについて、この安全委員会、この法律とは別途
にそれは進めていくのだというお気持ちなのか。
大臣のこの安全委員会設置の、この原子力基本
法を改正するに当たつて、安全問題と、それから私
どもが十年先、二十年先を考えると、非常に大
きなことになるのじゃないかと思ひつてござい
ますが、この開発利用に対する御所見を承つて私
の質問を終わりたいと思ひます。

○宇野国務大臣 非常に貴重な御意見を拝聴
いたしましてありがたく存じます。私自身といた
しまして、行政の面におきましてはもちろ
ん、これは安全としましては開発というものが表裏一体、あ
るいは車の両輪という姿で推進さるべきである、
かように存じております。アメリカにおきま
して、従来の原子力委員会が安全委員会になつた、
そうするとややもすれば開発がおくれたらう
が、あつたといふふうなことも聞いております。し
かし、われわれといたしましては、日本とアメリカ
は全く事情が違つてございまして、さう
な意味におきまして、国民の方々に安全に
ましては十二分に御理解をいただけるような積極
的な方策をとらなくちゃならぬ、私はかように思
ひまして、その一つが今回提案をいたしてお
ります安全委員会の設置であり、さらには規制の一貫
化でございます。

特に私は国民の皆さんに申し上げておるん
ですが、原子力関係にわが国が取り組みまして
二十二年という歳月が流れておりますし、ある
いは発電に取りかかりまして十数年の歳月が
流れたわけですが、その間に、原子力に関係
される方々が現在六万人と承つております。官
民合せて六万人であります。これは非常に大
きな人数でございます。そういう方々が夜と
なく昼となく

です。これは論議ですからあれですが、いまたとえば美浜の問題だとかあるいは福島だとかいろいろな事故がございまして、それに対する対応の仕方などで言え、通産がとっている態度に私たちは若干の意見も持っております。こういうような意見が、もしこの法案のとおりにいきましたとわれわれの心配しているような問題に対するチェックがでないままにいくとするならば、かえってこの法案は改悪になってしまいうるうとさえ思うのです。

ダブルチェックというのはどういうふうな実効果であらわし得る内容になるものなのか、ちよつとその間の説明をしてもらいたい。

○伊原政府委員 ダブルチェックということはどういうふうなことが期待されるかということにつきまして、これは原子力行政懇談会におきましてもある程度御検討いただいたわけでございましてけれども、実際の効果につきましては、原子力安全委員会が発足いたしましたから十分な御検討が行われるものであると考えております。

ただ、基本的に申しまして、ダブルと申しますけれども、完全に同じ行為を二度やるということではございまして、まず行政省庁がその省庁の責任におきまして十分に専門知識を駆使いたしまして安全性の審査を行ひまして、その結果を原子力安全委員会に提出する、そのときに原子力安全委員会といたしましては、行政庁の審査で使った資料なり解析結果は十分活用をするわけでありますし、また、その安全性のチェックにつきまして行政省庁がやりましたことすべてを安全委員会でもう一度やるという必要はないわけでございます。その設計の基本的な思想、そのこのところを十分詰める。特にその施設が新しい施設であるということで安全設計の考え方につきまして新しい考え方が導入されるときには安全委員会の役割は非常に大きくなるわけだ、こう考えております。したがって、効果的、重点的にそのチェックが行われるということが期待されるわけでございます。

○石野委員 そうしますと、各省庁の行政面におけるところの安全に対するいろいろな審査、これの間に差がついてくるというようなことはございませんでしょうか。

○伊原政府委員 安全委員会がダブルチェックをいたしますいろいろな意味があると思ひますが、そのうちの一つに、そういう各省庁の審査の斉一性と申しますか、それを図ることが一つ期待されるわけでございます。そのためには、もちろん個別の審査においての斉一化を図るといこともございまして、さらに基本的には、各種の基準につきまして原子力安全委員会が十分にこれを事前に検討いたしまして基準をつくるということから始まりまして、その基準を適用しながら各省庁が安全性の審査を含め規制行政を行う、こういうことになるかと思ひますので、その両方の観点から原子力安全委員会の役目というものも十分期待されるかと考えております。

○石野委員 齊一化するための基準というものを、たとえば現状で申しますと、原子炉等規制法というものと、それから通産の方では、たとえば定検なんかの場合になると電気事業法の方にまゐります。その規制に基づくようになります。そうすると、炉の規制法とそれから電気事業法との関係、それから船舶の方へいきますとまた船舶法のいろいろな問題がありまして、その三つの規制のあり方の齊一化というものをどこでどういうふうにするかという考え方がなっておりますか。

○伊原政府委員 先生の御指摘は、最初の設置の許可の段階における齊一化以外に、詳細な設計あるいは工事の方法、検査ということにつきましての……

○石野委員 両方です。

○伊原政府委員 まず基本的な設計の考え方につきましては、先ほど御答弁申し上げたようなことが期待されるわけでございますが、電気事業法あるいは船舶安全法との関係におきましては、原子炉というものが発電所あるいは船の中に一体的に組み込まれる施設でもございしますので、その観点

からの齊一性というものがそれぞれ電気事業法及び船舶安全法の立場として一つございまして、そういう観点も踏まえた上で原子力特有の問題につきましての齊一性を図ることが必要かと思ひます。

そこで、その点につきましては、原子力安全委員会が設置の許可をいたしますときに問題点を十分指摘をいたしまして、詳細設計なり検査なりの段階でこういう問題があり得る、それについては原子力安全委員会の方に報告せよとか、そういうふうなないわば宿題を出すというふうな運用が期待されるわけでございます。そういうふうな運用によりまして原子炉等規制法と電気事業法、船舶安全法との間の調整を図ることが考えられております。

○石野委員 意図するところはわからないわけじやございませぬけれども、しかし、具体的に実務をやるわけですから、実務のよつて立つところはどういう法なのかということですね。ですから、最初の認可を与える場合、その認可はたとえばこの規制法なら規制法に基づいてやるのだ、それは運輸省もあるいは通産省も科技庁関係も全部これに基づくの、だということの法律なんですか。

○伊原政府委員 原子力施設の設置の許可はすべて原子炉等規制法に基づきまして行われるわけでありまして。

○石野委員 そうすると、その規制法に基づいて行ひものを齊一的というのか、総括的に見るといのは場所がないわけですね。それは皆三省にばらばらになってしまふわけですか。

○伊原政府委員 総括的に見るといふ観点からいたしまして、原子力委員会と原子力安全委員会がそれぞれの所管分野におきまして十分その齊一性を図るということでございます。

○石野委員 そうなりますと、原子力委員会なり原子力安全委員会というものは各省から出てくるものの齊一化を図るための役割をするわけですね、そういう役割をするとしてよろしいわけですね。

○伊原政府委員 御指摘のとおりでございます。

○石野委員 そうすると、原子力委員会なりあるいは安全委員会というものは、三省が認可を与える、その認可を与えるときの最終決定の役割をする、少なくともそういう位置づけに置かれていゝるのが本来の姿である、こういうふうな考えでよろしいのではないのでしょうか。

○伊原政府委員 各行政機関の長がたとえば設置の許可をいたします場合に、行政責任は当然その行政機関の長の責任でございまして、この許可をいたしますときの基準の適用につきまして両委員会の意見を聞き、これを尊重する、これは法律上必ず意見を聞かなければいけない、そういうことでございまして、そういう点からいたしまして両委員会が横断的に申しますか、全体、各省庁をにらみながら基準の適用について意見を述べる、こういうことになっております。

○石野委員 二十四条二項の「意見を聴き、これを尊重してしなければならない。」ここに規定されているという問題は、一定額面上はそういうふうになりまして、實際上にそれがそういうふうなことで効果をあらわし得るかどうかということについての保証、こういうふうな三省に分立してそれぞれが権限を持った場合に、原子力委員会なりあるいは安全委員会の意見を聞かなければならぬ、尊重しなければならぬという問題の成果が上がり得る保証といひますか、担保といひますか、そういうものはどこに求められますか。

○伊原政府委員 法律にそのように規定がされております限り、各行政機関の長は当然にこの両委員会の意見を尊重するものである、こう期待いたしております。

○石野委員 その場合に、たとえば許可を与えるという手順でございしますが、その手順は各省庁がそれぞれ認可権を今度は持つことになりまして、その認可権を持っている省庁の長とそれから各委員会ですね、この委員会との関係で、どちらが先にどういふふうなことをやって、どういふふうないくのかというその手順がちよつとわかりにくい

のだ。そのところをひとつはつきり説明してくれませんか。

○伊原政府委員 原子力施設、たとえば原子炉の設置の許可という問題につきましては、原子炉を設置いたします事業者がまず申請書を所管大臣に提出するわけでございます。その申請に基づきまして所管省庁におきまして安全性などの審査が行われまして、これを許可してしかるべしという判断をその省庁が持ちました段階におきまして同委員会にこの事実が諮問されるわけでございます。それを受けて両委員会がこれを検討いたしまして許可の基準についての意見を述べる、その意見を尊重して行政省庁が許可をするあるいはしないという行為を行うわけでございます。

○石野委員 これは、総理大臣は、十八条規定によつて、意見を尊重しなければならぬといふこと、各省庁は二十四条でそうなつてゐるわけですから、それがどの程度どういふふうな規定が及ぶのかといふことはこれはなかなかわかりませんが、勧告の問題で十九条に規定してあります。「内閣総理大臣を通じて関係行政機関の長に勧告することができる」といふことになつてゐるわけだけども、いままでもそれはあるけれども、勧告をした事実がいままでもどれくらいあるのですか。それから勧告はどういうような場合に行われるのか。

○伊原政府委員 私の記憶で御答弁申し上げますが、安全性の問題につきましては従来原子力委員会が勧告をしたという例はちよつと記憶にございせん。

○石野委員 だから、法文上はそういうものが書かれておりましたが、事実にはなかなか出てこないのです。勧告があるとすれば、先般美浜で行われたのに對する総理大臣の勧告というふうなものがあったというふうなことがそれになるのかどうか知りませんが、多分それぐらいのものだろう、私もその程度しかよう記憶にはないわけですが、しかし、それにもかかわらず実態はほとんど

に進んでいきますから、だから法文上書いてあるから大丈夫なんだといふことだけでは、本来の安全を確保するといふことについてのわれわれの信頼感というものはなかなか出てきにくいといふことになるわけですね。そういうときに、従来科技庁が総理大臣を代行して、長官が委員長としてやつてこられて、安全性の規制を一応手綱を締めるという形にしておる、それが皆ばらばらになつていくことについての不安感といふものはどうしても抜け切れないのです。それをやはりこれは大丈夫なんですといふことについての齊一化の問題ですね、この齊一化の問題をもうちよつとはつきりしていただかないと、この行政懇の勧告といひますか、行政懇が政府に答案を出したといふ内容について私どもは理解がなかなか進まない。むしろ

こういうやり方をされると、やはり「むつ」の問題で原子力行政を見直さなくちゃならないと言われたその旨点が逆に拡大していく、そして開発優先であつてはならないといふことである。いろいろ行政機構のしほり方をしたのに、むしろ一番開発の先頭に立つていく通産省にくつわが全然はまらないといふようなことになる危険性があるのではないかといふ心配をしておりますが、大臣、これはどういふふうな感じにしておりますか。

○宇野国務大臣 この問題に關しましてはいろいろと御意見を尊重してやつてまいりまして、われわれ自体としても行政の責任者としてあらゆる声をもとに検討した結果がこの法案でございまして、したがひまして、想像されることはいろいろあるうかとは存じますが、やはり法といふものは今後の運用が大切でございまして、さういふ意味合いにおきましてございまして、さういふ意味合いにおきまして、さうした方々のいろいろな人選等に関しましては慎重を期していかなければならぬだろうと思ひますが、いま安全局長が御答へいたしましたやうな手順から申し上げまして、従来よりははやや複雑になるかもしれませんが、なるかも

しませんが、それだけにいわばダブルチェックをしてでも安全性を確認するのだといふことにおきましては、私はむしろ従来よりも大きく進んだのではないだろうか、かように存する次第でございまして。

したがひまして、たとえば通産大臣が自分の所管だから甘いお考えを持つてゐるいは許可されるのではないかといふふうな揣摩臆測がたとえあつたといひましたも、これは安全委員会がダブルチェックによりましてそれは甘過ぎますよといふふうな機能を十分發揮し得るわけでございまして、それから、そうした仕組みといふものは今日の日本の原子力行政の上におきましてわれわれがいろいろとベストを尽くして検討した結果である、こういうふうな存じております。もちろん、完全だと、私は神様のやうなことは申し上げませんけれども、しかし、やはりベストを尽くして検討したので、しかし、わが国の複雑な官僚機構がございまして、

そうした面に対してはわれわれ十分メスを入れました、それだけがその特徴を發揮し得て、そして十二分に原子力行政の遺憾なきを期すといふところから出た結論でございまして、したがひまして、いろいろさういふ御心配の向きがあることは十分わかりますが、これは当然法の運用は厳正に、そして公正にやつていけば十二分にその目的を達成することができるとは思ふ、かやうに考えております。

○石野委員 私は、法の改正をするに当たつて、国家、政府という立場で安全性を確立していく、もつと整備し、いいものにしていかなければならぬといふやうなことで、行政懇の答案を忠実に法にすると政府の姿勢そのものは悪いとは思ひませんが、問題になるのは、たとえば安全委員会を一つつくりまして、しかし、安全委員会の組織とそれの人員をどのように充実するかといふことについては、従来ともアメリカのそれと比較してはるかに劣つておるし、もつともつと人員の問題でも予算の問題でも充実強化しなければならぬといふことはかねてから言われておつたこと

です。

いま、科学、通産、運輸と三つに分けて安全審査をやられる。そこに従事される技術者、メンバーといふのは、各省がみんなそれぞれによつて違つてゐるわけですね。一つの仕事についてこれは三重に重なつてゐるわけですね。これは原子力委員会なり安全委員会といふやうなものが総括しておれば、人員は三分の一にならなくても、半分になつても能率は非常に進むだろうと思ひますし、經費も安上がりになるだろう。しかも、そこでは一元化の方向が出て――一貫性の問題は機構上の問題として幾らでも解決できるのでから、安全性の問題にとつて一番大事なのは、一貫性よりも一元化の問題が大事なんだと私は思ふのです。その一元化の問題について能率よく、しかも効果あらしめるといふことをするならば、私は三つに分けて三つで安全審査をやるよりは、原子力委員会の中にスタッフを拡大して、それがもつと効率的に動けるやうに予算と人員をそこにつぎ込んでいくといふ方針の方が、むしろ「むつ」に学んだ成果ではないだろうか、こういうやうに思ふのです。こういうことでやりますと、予算は三重にかつてくるのです。そしてまた、そこで果たして本来の目的を達成し得られるかどうか、私は疑問に思ふのです。従来やはり一括して行政管理をしておりました科学技術庁からすれば、身を切るやうな思いでこういう実態を見ておるのではない

だろうか、素人考えで私はそう思ふのです。これは政府の方針としては逆行してゐるのではないだろうか、安全性に対してはむしろ逆にみんな疎散化してしまつて、焦点がぼけてしまひはしないだろうかといふふうには私は考へるのです。

だから、大臣がさういふふうな考へておるといふことは、大臣の気持ちはよくわかりますけれども、具体的な事実としてさういふやうにはならないのではないだろうかと思ふのですが、安全委員会をつくつたときに人員をどのくらいにふやすつもりでおりますか。予算の上からは大したことではないのだが、どうなんですか。

○伊原政府委員 安全委員会並びに關係省庁にお

ていろいろな方針を御決定いただくことのほかに、具体的な予算の見積もり、調整というふうな仕事も大きな仕事のひとつとしてございます。そのようないろいろな観点からいたしましたして、やはり閣議の場におきまして御発言いただける方が委員長であるということが非常に重要だと思われれます。また、先ほどの原子力安全委員会とやや違いました、内閣の方針とかなり一体化した場での御発言というのは当然あり得ると思います。そういうことからいたしまして、原子力委員会は委員長が國務大臣という従来の方式が適当であろうと考えております。

○石野委員 私には、今度は原子力委員会を安全委員会と分離していくその過程の中で、原子力委員会も安全委員会もいずれも原子力行政の上での重要な部門を持っておって、ここに普通の考え方が来いた、安全を確保するために安全委員会の中に事ができる、そしてその安全委員会は客観性を持ち、しかも持続性を持った委員長を長とするというようなことを必要とする、それほどの重要性を持っている場合であるならばその安全委員会の位置づけというものが重要度を持ってこななければいけない、こういうふうに思うのです。

ところが、この法の中の扱いとしては結局は一事務局みたいなものになるのですね。先ほどもお話しのように、炬の認可を与える場合については、運輸省あるいは通産省のそういう審査業務の事務局的役割をする、こういうお話でございました。ちよつとやはり權威がなさ過ぎるんじゃないかと思うんだけど、そういう意味ではやはりこの安全委員会というものの位置づけというのは行政委員会のようなものにしなければならぬという内容を持っているんじゃないだろうか。むしろ国民の信頼性を確保するという意味合いからこの委員会を重視するとするならば、そういうふうに行政委員会的な性格を持ち、權威を持ていくのでないかつじつまが合わないのじゃないだろうか、こういうふうに私は思いますけれども、

大臣はどう思いますか。

○宇野国務大臣 行政態におきましてもそういうふうな強い御意見もあったということを承っております。しかし、最終的にはやはり国家行政組織法に基づくところの第八条の委員会というふうな制度がいんじやないかということに落ちつきま

り広い意味での原子力行政に携わっていただくわけですから、原子力委員会と安全委員会というものはお互いに独立した機関とあるけれども、同等の性質、同等の権限、そうしたもので行っているのだいて、そしてそれが総理大臣に対しては強い答

申があつて、総理大臣はそれを尊重しなければならぬ、これの方がむしろいいんじゃないか。したがひまして、いわゆる安全規制に関する一貫化で行政が行政をチェックするという意味じゃなくして、やはり八条機関としての機能を保有しながら、行政の面における許可等々に關しましては今後そ

やないか。われわれもいろいろ検討いたしました
が、現在のようなことで、いま仰せのとおりによ
うな説はなかなか実現できなかつたという経緯で
ございます。現在も、その方が今後の原子力行政
のためにいいんじゃないか、私はこういうふうこ

考えております。

○石野委員　その方がいいというのは、どちらの方のことなんでしょうか。

○宇野國務大臣 行政機關ではなくして、現在の八条機関として委員会としての機能を發揮してもいいというのであります。

○石野委員 それは、大臣はそれがいいとおっしゃられるけれども、私はそれとは逆な見方をしているのですよ。そういう機能の発揮はなかなかできないだろうと思います。しかし、これもまた論議になりますからあれですが……。

もう一つお聞きしておきたいのです。核燃料物質等の廃棄に関する規定を整備する中で、「内閣総理大臣は、基準の違反に対し、廃棄の停止等を命ずることができるものとする」というふうにある

ります。この廃棄の停止を命ずることができる、それはもうそれでいいのですけれども、廃棄の停止を命じたときにどうするかという問題についての対応は、どういうふうに指示をしあるいは対処をしていくという考え方を持っておられるのだろうか。

○伊原政府委員 これは、一般的にある規制を行います法律におきまして、基準の違反ということとにつきましてどう対応するかということの一つかと思われまして、廃棄の方法が基準に適合してないときには廃棄はしてはならぬ、そういうことでございます。その場合に、あらかじめ「保安のた

めに必要な措置を講じなければならぬ」ということも決めておるわけでございます。したがって、その時点におきまして、具体的な事案につきまして廃棄の停止を命じて、それをどう措置させるかということにつきましては別途の措置が行われると考えております。

○石野委員 これは後でまた資料などが出た上でもう少し検討させていただきたいと思いますが、私ややはり、この法の改正を通じて、行政懇の御意向に沿うもののだと言いつつも、どうもかえって逆な面が出てきやしないだろうか、その心配を非常に強く持つておるのですよ。ですから、二れま

行政懇の意見によって変えたいということとはよくわかりましたけれども、もう少し他の側面からするところの意見があるということがどうも欠けて

いるのじゃないだろうかと思ったりしますので、そういう側面での意見を、この法案を審議する過程で受けとめるだけの用意を持ってもらえるかどうか

うかということを大臣にちよつと聞いておきたいと思う。そういう意見がいろいろと出てくると思いますかね。

○宇野国務大臣　もちろん国会の御審議を仰いでおるわけでございますから、その審議における意

見というものに對しましては、私は決して耳をふさぐつもりはございません。常にそれを傾聴いたしておるということです。

○山田委員長 次之、日野市明君。

○日野委員 今度原子力基本法等の一部を改正する、こういうことでありますが、まず安全委員会の所掌事項と原子力委員会の所掌事項、これについて若干伺っておきたいと思います。

まず所掌事項の第一号を見ますと、原子力委員

会の方は「原子力利用に関する政策に関すること。」とあります。そして安全委員会の方は、「原子力利用に関する政策のうち、安全の確保のための規制に関する政策に関すること。」とあるので

ういふところにあるのであるとかということがちよつとわかりにくいように私には思えるのです。「原子力利用に関する政策に関すること。」というのは、原子力利用に関する政策の中には当然安全性に対する配慮というものも含まれているはずなんです。今度は安全委員会だということですから

とってつけたような感じがいさかしくないわけでもございません。この「定全の確保のための規制に関する政策に関すること」というふうにございます。この二つをどのように読み分けて理解したらいいのであろうか。これは所掌事項であるから余りめんどろなことを言いたくない。要するに「万が一

わけではございませんでしょうが、ひとつそこいら御説明を賜りたいと思います。

員会の所掌事務につきまして、端的に申しまして、多少の重複はあるわけですが、基本的な考え方といたしまして、原子力委員会は安全問題

まで含めまして、全体的な原子力の政策について責任を持つわけでございます。ただその具体的な問題につきましては、やはり原子力安全委員会が責任を持って企画、審議し、決定するということになるわけでございますので、実際に重複する部

分というのは基本的な問題で、しかも非常にたくさんそういう重複があるということではないと考えております。

も、まあよろしいでしょう。

それから、同じく所掌事項ですが、原子力委員会の所掌事項の第四号に「核燃料物質及び原子炉に関する規制に関すること」とございます。一方、原子力安全委員会の所掌事項の第二号を見ても、安全の確保のための規制に関すること。これもどのように読み比べたらよろしいのであろうか。それから「安全の確保の規制に関すること」といった場合の具体的な業務内容として想定されるものは何と何と何になるのか、ここはできるだけ詳細にお述べいただきたいと思ひます。

○伊原政府委員 原子力施設の規制に關しましては、安全規制がすべてではございせん、たとえば設置の許可をいたします場合の基準につきましても、平和利用であるとか計画的遂行上支障がない、あるいは経理的基礎が十分あるか、こういう問題は安全規制とは直につながらない規制でございませう。

それから、安全委員会が責任を持ちます安全の規制をいたしましては、たとえば施設の設置を許可いたします場合の検討事項をいたしましては、技術的能力があるかどうか、あるいは災害防止上支障がないか、こういうふうな観点がございませうし、さらには指針なり各種の技術的基準といたしたもの策定という仕事があるわけではございませう。

○日野委員 私がいまこれを伺ったのは、実は原子力委員会と安全委員会との区別と言ひますか、機能上の差異について聞きたかつたのでお答えをいただいたわけなんです。

基本法においては、同じ法律で同じ条項の中に原子力委員会と安全委員会、この二つが併記される形になるわけでありませう。それらは現実の力関係において全く平等、同じような機能を果たすのか、二つ並列的に並んでいるのか、どちらかが上位、下位というふうな区別があるのか、それとも全く質的な違いが想定されているのか、そこを伺ひたいと思ひます。

○伊原政府委員 この両委員会は、現在原子力委員

員会が持つておる機能を二つに分けるということとございまして、分かれた後の両委員会は並列の委員会とございまして、同格と申しますか、それぞれ独立の機能を持ち、その間に、上下、優劣というふうな差はございせん。

○日野委員 私は、実は非常に危惧している点があるのではありませんか。というのは、従来、原子力委員会が持つていた機能を二つに分けて、それぞれ分有するといひますか、区別して持つことになつてくるといふのは、一応頭の中ではわかるような感じはいたしませう。しかし、従来の原子力委員会が果たしてきた機能を考へてみますと、原子力基本法の中に実は安全といふことについての記載がないので、原子力基本法の中には、安全に十分に留意をすべきであるといふような、安全といふものに対する位置づけが欠けていふように思ひます。そういう中で原子力委員会は機能してきつたと思ひます。政府側のその点についての認識は私と一緒かどうか、どうでしょう。

○伊原政府委員 現在の原子力基本法におきましては安全といふ言葉が出ておらないのではないかと、御指摘でございませうが、原子力の開発をいたします場合に、安全問題を抜きにした開発といふのはあり得ない、すなわち、原子力の開発、利用は、もう大前提として安全といふ問題がその中に含まれておるわけではございませう。

なお、現在の基本法におきまして、第六章等において、「原子炉の管理」といふことで、別に法律で定めるところによつて安全上の規制を十分行うのだといふことは書かれておる。そういうことからいひまして、現在の基本法においても安全といふものは大前提として含まれておる、こう考へておる。

○日野委員 ここでは余り議論をしたくはないのですが、基本法の中に安全といふことについて非常に注意を払ふべきだといふようなことが書いてあるのとなつてきやしないかといふふうには思ひます。それで、現在までの原子

力委員会の実際の仕事ぶりといひますか、そういうものを見てまいりますと、やはり安全よりは開発の方に力点がかつた運用がなされてきたのではなからうかといふ感想を私は持つておるわけでありませう。

そこで、今度は、いままでの原子力委員会の機能を二つに分けるといふことになつて、安全委員会といふ一つの委員会が誕生するわけですね。そうしますと、これは、必然的にチェック機関になつてくるといふふうには考へてよろしゅうございませう。

○伊原政府委員 仰せのとおりでございませう。これは、大は裁判所から、準司法的な役割りを果たすといふ行政委員会などいろいろございませう。こういうチェックをするためのいろいろな位置づけといふものがございませうが、これはどうでしょう、準司法的なといひますが、そういう役割りを果たすといふ見方をとつてもよろしゅうございませう。

○伊原政府委員 準司法的といふ意味を正確にどういふことと理解すべきかは別といたしまして、一般的常識論としてそういう感じがよろしいかと思ひます。なお、正確に申しますと、国家行政組織法第八條第一項の規定に基づく機関といふこととございませう。

○日野委員 こういうチェック機関にとつて必要なことは、ある程度の独立性が認められるといふことであつて、これはチェックをするといふ立場に立つて仕事をやる委員会などにとっては必要不可欠なことではなからうかと私は考へるわけですが、この安全委員会を見てまいりますと、安全委員会に關する法文上の表現をいたしましては、どうも独立性といふことをはっきりとたつた条文はない。むしろ原子力委員会と連絡を密にしなればならぬといふような規定が二十一條にあつたりいたしまして、チェックの機能を十分に果たし得るかどうかといふ点では若干の疑問を感じざるを得ないのであります。その点、いかがでありますか。

○伊原政府委員 先ほど御説明申し上げましたように、国家行政組織法上の八條機関、いわゆる諮問機関でございませう。しかしながら、この諮問機関としての、ほかのいわゆる委員会、審議会と非常に違つておることは、法律に基づく権限をいたしまして、みずから積極的にある事案について「企画し、審議し、及び決定する。」ことになつておりまして、内閣総理大臣の尊重義務その他も法律上明定されておるわけではございませう。そういう意味では実質的に非常に独立性を持った機関であると思ひます。

○日野委員 安全といふ問題は原子力の開発についてはもう不可欠の問題であるといふ認識、これはだれしも異論のないところであると思ひます。この安全委員会が独立してやつていくためには、国家行政組織法八條の規定や安全委員会の報告に対する尊重義務といふものについては見受けられるわけですが、ある程度人事等での独立といひますか、その職務権限の独立といひますか、そういうものについての配慮はどのようになされておるのか、これからそれをどのように運営していかれるおつもりなのか、この点について所見を伺つておきませう。

○伊原政府委員 安全委員会の委員の人事が非常に重要な問題であるといふことは、先生御指摘のとおりでございませう。この安全委員会の委員の人事につきましては、実質上非常に慎重な配慮による人事が必要でございませうけれども、法律的には、この人事に当たりましては国会の御審議を経るということになっておりますので、そういう観点からいたしまして非常に客観的、公正な人事が行われることになつておると考へております。

○日野委員 特に人事の問題について若干伺つておきたいのであります。これは単に国会の承認案件だといふことだけでは必ずしも公平だとは言へないだろうと私は思ひます。特に最近、原子力発電所の立地とか原子

力船「むつ」の母港問題等によく見られるように、安全という問題は、単にこれは安全だ、安全だと言っただけではだめなのであって、その地域に住んでいる人たちの納得が得られるということが必然的に大切なことになってくるわけですね。それがなければ、どんなに安全だと言ったところで、とうてい立地も得られないというふうな事態に遭遇せざるを得ない。現在の原子力行政の一つの大きな障害になって立ちどかっているのはそこいらの点であると思うのですが、私はこういう点から見て、住民の側の賛同が得られる、同意が得られるというのを考えた場合、むしろ反対運動の側からの推薦による人選というふうなこともこれは十分に考えられるべき事柄ではなからうかというふうに思うわけでありまして、政府がこの安全委員会をつくらうと考えられるに当たって、そのようなことまで配慮されたであらうかどうかという点について伺いたいと思います。

○宇野国務大臣 原子力委員会もさうでございしますが、今回設置されます安全委員会も当然厳正中立でございしますので、賛成だから入れる、反対だから入れないという問題ではございません。したがって、いまの御質問の趣旨にはさうな意味合いでお答えできないと思いますが、しかし、常に人選には慎重を期さなくちゃならないことと、同時にそれは、いわゆる広い意味の行政の中において重大な仕事をしていただく諸機関でございまして、そのスタッフというものは当然民意も反映するという点において人選を慎重に進めたい、こういうつもりをいたしております。

○日野委員 この安全委員会を設置するということは、いままで安全ということが全然原子力基本法の中に文言として表現されていなかった、その中に一応入ってくる、そして一応安全性チェックをやりたいという姿勢を、前進的なものだといふように評価するか、それとも場合によってはこれは重大な落とし穴になりかねない危険があるという見方と、二通り成り立ち得ると思うのです。このとおり安全委員会を設けましたよ、それでデ

ックをいたしましたよということが政府の今後の原子力行政全般にわたって一つの隠れみのとなるというふうな危険性もないわけではないというふうに思うのです。

そういうふうな考えてまいりますと、これはこの安全委員会の中に人を得ること、だから私も信頼を得られるような人選がなされるというところが何よりも大切なことではなからうかというふうには私は考えるのですが、いま長官のおっしゃられたことは、それは公平な人事を行うのだ、公平に人選を行うのだ、賛成だから入れる、反対だから入れないという問題ではない、こうおっしゃるのですが、公平な人選という、公平なというふうなモディファイヤー、修飾語をつけたところで果たして公平かどうかというところはわからないわけですから、賛成者も入れる、反対者も入れる、中立と思われ人も入れるというふうな配慮をなさることの方がむしろ公平に近いものになってくるのではなからうか、公平に対する担保が出てくるのではなからうかというふうにも考えられるところなんです、その点についていかがでしようか。

○宇野国務大臣 もちろん、委員会のシステムは最終的には多数決で決まっていくわけではございませんが、しかし、こうした一番重要な問題に頭から多数決を想定し、あの人は反対だ、この人は賛成だという立場で私は臨みたくはないのでありまして、公平というよりもむしろ常に厳正中立というふうな立場で臨んでいきたいと思っております。

そしてその次に、何と申し上げましたも一番重大なことは、先ほど局長が言いましたように、やはり相当なベテランでなくちゃいけないということでありまして、単なるそのときの感情とか、あるいははたれかの意見がこうだったから、そなた、そちの方がよさそうだなというのではなくして、やはり長年の蓄積によるところのりっぱな御判断によって、そしてそれだけの判断をする知識を持っておる専門家、こういうふうなわれわれは考えていきたいと存じます。

対しましてはいずれの方々も慎重なお方ばかりであって、原子力行政に反対だから入れるんだ、それでは頭から——原子力行政そのものではございせんから、いわゆる安全に關してはいろいろの学説はあろうけれども、その中におきましても長年の蓄積によって十二分に自分みずからそれだけのことを判定し得る、そして自分みずからがイエス、ノーをはっきり言い得るというお方を私たちは望みたい、こういうふうな思っておりますので、いま日野委員のおっしゃるよう初めから反対の人を入れたらどうか、賛成と反対をはっきりさせたらどうかということには、われわれといたしましてはいささか疑問に感ずる次第でござい

○日野委員 そこまでいくとあとは、それ以上になりましてかなり議論になってしまっていますので、私なんかとしてはそのように考えている。むしろいまの時点では、客觀的に安全なのかそれとも安全でないのかなどをはかるスケールというものはないのでありまして、早い話が結果論待ちなんです。でありますから、そこまで進むプロセスでいろいろな人の納得を得ていくというためには、私がいま提言したこともひとつ、まるきり根拠のないことではないと思っておりますので、十分に御考慮をこれからお願いしたいと思っております。

それから、この委員会の独立性に關して若干問題がある規定があるのではなからうかと思っております。それは、さっきも言いましたけれども、二十一条の「連絡」と題する規定であります。「原子力委員会及び原子力安全委員会は、その所掌事務の遂行に關して、原子力利用が円滑に行われるよう相互に緊密な連絡をとるものとする。」こうあるわけでありまして、私が質問したことに対するお答えによりますと、これはかなり独立性を持った機関であるし、これからはかなり尊重していただくというふうな政府側の答弁は聞かされたわけでありまして、私はこの独立性というものは非常に重大なことだと思っておりますが、所掌事務の遂行に關して、私は原子力委員会と原子力安全委員会が

むしろけんかをしていような状態、極端な表現になりますが、そんな状態の方がむしろ望ましいのではなからうかというふうな思っているわけなんです、この「緊密な連絡をとる」ということについて、そういった点からどういうことを意味しているのか、これをはっきりさせておきたいというふうに思っています。

○伊原政府委員 この問題につきましては、行政懇談会におきましても非常に議論があったと承知いたしておりますが、やはりこの両委員会、それぞれ独自の分野でそれぞれの守備範囲で政策決定なり具体的な判断が行われるわけでございますけれども、原子力の政策というものと安全規制というものが不可分である、そこでこの所掌の範囲の間にたとえ空隙がでるというふうなことがありまして、これは全体的に見まして非常に好ましくないことになるわけでございます。そういうこともございまして、相互に意見は尊重はいたしまして、相手の独立性を侵すということはいささかもございせんけれども、十分に連絡を密にするというによりまして原子力利用が全体的に円滑に遂行されるということを期待してこの条文を規定しているわけでございます。

○日野委員 そうしますと、両者の意見の食い違いができたときにそれを話し合ひなんかで調整しようとか、その手のことではないというふうに断言いただけませんか。

○伊原政府委員 おっしゃるとおりでございます、それぞれ分野で独自の責任を持つわけでございます。たとえば原子力安全委員会は安全性につきまして独自の判断をし責任を持つわけでございますから、それにつきまして原子力委員会が安全上の問題で別の御意見をお出しになるということとはあり得ないということでございます。

○日野委員 ちょっとよくわからなかったのですが、もう一度。

○伊原政府委員 所掌事務がそれぞれ明確に区分されております。特に、設置の許可におきまして何を所掌大臣が諮問するかということは法律上明

定されております。それぞれ別のことを諮問するわけでございますので、その諮問された事項についてそれぞれの委員会が独自の立場から独自の判断をなさるわけでございます。その間に重複はないわけでございます。

○日野委員 そうしますと、この二十一条の連絡の規定はあくまでも所掌上の問題なのであって、所掌上の問題について争いが起きた場合のみにかかわる規定であるというふうに伺ってよろしゅうございませうか。

○伊原政府委員 必ずしも御質問の趣旨を十分理解しておらない御答弁かもしれませんが、こういう原子力開発にも関連する二つの委員会でございますので、いろいろ実質的に連絡を密にする、連絡調整が必要になってくる。先ほど申し上げましたように、その間に間隙があるということとは非常に好ましくございせん。相互に意見を尊重しつつ十分連絡調整をするというのがこの二十一条の趣旨でございます。

○日野委員 どうもわかったようなわからないような、大体二十一条の規定自体もわかったようなわからないような規定なんです。この規定の意味するところはあくまでも所掌事務の分野のみに関するものである、このように伺ってよろしいですか。

○伊原政府委員 この種の規定はほかの法律にもあり得るかと思ひますけれども、趣旨をいたしまして両方の委員会が十分緊密な連絡をとる、そういう姿勢といひますか精神といひますか、そういうことをうたったものでございませう。いわゆる精神規定、訓示規定と俗に称されるようなものでございまして、所掌の範囲に空間が生じないようにというふうな配慮もございませう。

○日野委員 最近は何でもかんでも訓示規定だといふのはやっておりますけれども、私はこれは訓示規定ではないと思ひます。別に揚げ足を取つたりなにかする意味ではありませんけれども、私がさっきから言つてゐることは、特に安全委員会に必要なことはその独立性だ、こう言つて

いるわけですね。原子力委員会との安全委員会が緊密に連絡をして話し合つて、そのところの問題はあつても顔を立ててというふうなことをやられたり、そのところの安全性については問題はあつても、もつとほかの政治的な理由がいろいろあつてとか、非常にエネルギーが乏しいのだからそこいらは何とかのんでくれとか、こういう緊密な連絡のもとにそういうことをやられたら困ると思ひます。ですから、この意味をもつと明らかにしておいて、これが通つた場合選任されるであろう安全委員会の方々が後顧の憂いなく仕事ができるように、その解釈基準をここで明確にしておいていただきたいということをお願いしてゐる。現実にこの規定は訓示規定ではないと思ひます。

○伊原政府委員 この両委員会は、現在の原子力委員会がその機能を二分をし、かつ、それぞれが十分に機能することが期待されるわけでございますので、先ほど御説明申し上げましたように、その両委員会の間に間隙ができて、いわばどちらもその問題に関与しないというふうなことがあつては非常にまずいという実態があるかと思ひます。そういうふうなことでございまして、両委員会の運営はそれぞれ独自の分野、独自の諮問に依り、その諮問自身は、先ほど御説明申し上げましたように、たとえば設置許可についての諮問にははつきり分野が決められておいて、その間に調整を必要とするようなものではございませう。原子力委員会に諮問されることと安全委員会に諮問されることはそれぞれ別の問題でございまして、その間に調整は必要ない、そういう性質のものでございませう。

したがひまして、先生の御懸念のようなことではないと思ひます。先生の御懸念のようないふことは、やはり間に間隙、空間が生じないようにという配慮、そういうことでございませう。

○日野委員 所掌上の問題だけである、そう言つていただければ、私はそれで納得するのです。

が……。

○伊原政府委員 ちよつと先生の御質問の御趣旨、十分把握し得ないのは申しわけございせんけれども、先ほどからなる御説明申し上げておりますように、両委員会はそれぞれ法律上に規定されました仕事の範囲、所掌の範囲があるわけでございます。その間に混同を起すようなことは本来あり得ないという前提のもとに、こういう両委員会の運用が円滑に行われるようにという趣旨でこの規定が設けられておるということでございます。

○日野委員 ちよつとしつこくことを聞いておきますが、まず所掌事務についても先ほど二つばかり例を挙げて伺つた。原子力委員会の所掌事務の第一号と原子力安全委員会の第一号、たとえば「原子力利用に関する政策に関すること」というのと「原子力利用に関する政策のうち、安全の確保のための規制に関する政策に関すること」というのは、現実には私は理解できないのです。さつきからあなたは、大前提になつてゐるのは安全のことだということをずっと言つておられます。ね、原子力基本法に安全という文字が出ていふやうな感じが、さうあなたは言つておられるわけですか。私も実際そのとおりだと思ひます。さうすると、「原子力利用に関する政策に関すること」といふても、この中には常に安全という問題が裏打ちされてゐるわけでしょう。さうすると、この原子力安全委員会の「原子力利用に関する政策のうち、安全の確保のための規制に関する政策に関すること」といふことになつてくると、これは必ずしもその意義といふものは明らかになつてこないと思ひます。ですから、こゝらの所掌関係についていろいろな空間が生ずるといふことも出てまいりましようし、場合によつては重複する部分もかなり出てくるだらうと思ひます。そこでこの安全委員会の独立性といふものが保たれていないと、これはなかなかなつてしまふ、原子力委員会の方に押し込まれてしまふのではなからうか。そんな懸念があるから伺つてゐるわけなんです。

す。いかがでしょうか。

○伊原政府委員 ただいま先生の御指摘の重複の問題につきましても、確かにその政策の面におきまして多少の重複はあり得るわけでございます。具体的に申しますと、原子力安全委員会は安全の規制の政策といふことに責任を持つてございませうが、その中身といひましては、たとえば安全研究、どういふふうな安全研究をやるべきか、こういう計画についてまず原子力安全委員会が安全委員会の立場でこの問題を検討して方針を決めいただきます。しかしながら、これは原子力の開発、利用全般につきましても予算の調整、そういった観点からいたしまして、原子力委員会が最終的にこの調整をすることがやはり必要でございます。

そういう観点からいたしまして、多少の重複はあるわけでございますけれども、この場合におきましても、安全研究の計画といふものにつきましても、原子力安全委員会の専門的な立場の御検討といふものがまず先にあるわけでございます。それから、それにつきまして原子力委員会の方で別の御意見が出て別の立場でいふふうなことは基本的にはあり得ないのではないかと考えております。

○日野委員 大体わかつたようなわからないような答弁ですが、この点についてはこの程度にしておきたいと思ひます。

それで、さつきから言つておりますように、原子力基本法自体には安全という言葉はない。そして、これについて、安全とは一体どういふ基準によつてゐるのかといふのは、現在行政的な基準の策定とかさういふことに任せられてゐるわけでありませう。この法律が通つて安全委員会ができる、その仕事をすることについても、安全といふことを考える場合に、一体何を基準に安全といふかに考えたらいひのかといふ点については、非常に迷わざるを得ないところだらうと思ひます。それで、この法案の審議を通して、少しその点について触れておくべきではなからうかといふふうに私は思ひます。

先日、四月二十七日ですが、参考人の方々をこの委員会にお呼びをいたしましていろいろな御意見を伺ったわけですが、特に内田参考人が安全について、コスト・アンド・ベネフィットのアナリシスということだというようなお答えをされたのが、私、非常に印象に残っているわけなんです。恐らく局長もお聞きになっていたと思います。

この原子力をめぐっての安全という場合、こういうコストとベネフィットのアナリシスというようなことでは問題は進まないのではなからうか。また、その委員会の席上でもちよっとどなたから出ていましてけれども、飛行機だって事故があるではないかと、石炭だって掘るのに多くの犠牲を伴うではないかというようなことなども言われているわけなんです。どうなんでしょう、そのような次元で、現在の政府の考え方、それから将来の考え方として、この安全性という問題は原子力の開発に伴うプラス面とマイナス面との比較考量だけで進むものというふうにお考えになっているかどうか。

これは大臣にも伺っておきたいと思うのです。大臣はいまよく聞いておられなかったかもしれませんが、少なくとも原子力の安全性というものを考える場合、いささかの危険をも許さないという厳しい態度が必要だというふうに私は考えているのです。そういう私の考え方に御賛同をいただけるかどうか、伺いたいと思うのです。

○宇野国務大臣 安全に関しましては、何度もお答えいたしております。行政面ではあくまでも原子炉設置の場合、そして建設の場合、さらには管理運営の場合、そこにいらつしやる従事者の場合、そして環境、そうしたもののについての個々の安全に関しましては本心に細心の注意を払っていかねばなりません。特に被曝という問題に関しましては、御承知のとおり、世界において放射線防護委員会という一つの機関があって、そこが検討に検討を重ねた結果基準を示しております。わが国におきましてはそれを守りながら、さらに環境等においてはそれよりもなお一層厳しい基準で臨むべきであるという結論もすでに原子力委員会は出しているような次第でございます。

だから、この安全という問題を論じますときに、いま日野委員がおっしゃったとおり、本当にみじんも不適格な条件は許さないのだ、当然そうであるとは思いますが、しかし、何もかも絶対的に安全だ——絶対という言葉だけは必ずかしこいことであって、したがって世界の学者の間におきまして、本当にチヤウ・クの粉末のようなささいなものまで吸い込んで直ちにそれが被曝するのだという説もあれば、この間のお説のように、いや、隕石と同じぐらいの安全度があるのだといつて極端から極端までの話があるがとにかく、これは総合的につかまえましたときには非常に論議を呼ぶところでございます。いやしくも行政面においては常に厳しい態度で臨まなくてはならないのだ、それも安全を保証する基準というものが幾つもございますから、そうした基準というものを十分尊重してやっていかなくてはならぬ、これは今日まで厳格にやってまいったわけでありまして、残念ながら、ちよいちよい報告すべき事故を忘れたというふうな、ああいう件もあったわけでありまして、この点に関しまして、行政面では、法律的にはすでにこれはだめな問題であるかもしれないが、行政的な責任をとらせるといってや

ついで、つまりそうしたことが今後必要ではないだろうか、こういうふうに思いますので、原子力行政におきましては開発の十分な保証をするのが安全である、安全あってこそ開発し得る、これは車の両輪だ、こういう気持ちで今後やっていきたい、こういうふうに思っております。

○伊原政府委員 補足させていただきますが、内田参考人は、参考人として御出席のときにも、そのコスト・アンド・ベネフィットの考え方を敷衍しておられまして、単なる経済上の価値の比較ではないという御説明がたしかあったと思っております。広い意味で社会的に原子力を開発する便益と社会的負担の比較という意味である、こういう御説明があったと思っております。

大臣の御引用なさいました国際放射線防護委員会におきましても、たとえばこういうふうなことを言っております。「電離放射線への被曝が含まれる活動をしないうで済まそうと望むものでない限り、ある程度の危険が存在することを認識しなければならず、かつ、考えられる危険が、このような活動から得られる利益から見て、その人及び社会により容認できると思われるレベルにまで放射線量を制限しなければならない」ということとございまして、この基本的な考え方は、利益を得るために何がしかの不便は忍ぶことが必要であるけれども、それはできるだけ少なくするのである、こういう基本的な考え方かと思われまして、世界各国ともこのような立場を踏まえまして原子力開発の推進を図っておる、こういうふうに承知いたしております。

○日野委員 こういう公式の席での話になりますと、安全性については非常に留意をしておりますという話になってしまふのでありますが、現実には起きている事故などに対応する対処の仕方なんかを見てみますと、私自身も非常に危惧の念を禁じ得ない現象が具体的に幾つか私たちの目の前に突きつけられているような感じがするわけでありまして、特にこの安全委員会なんかの仕事をする際に、いろいろなデータを——いままでの事故の記録というものは、実は貴重なものだと私は思うのです。事故、故障と言ってもいいでしょうが、そういうもののデータは非常に貴重である。失敗、故障、そういうものを乗り越えていくところに進歩があるのであって、安全性ということを考えている場合に、それらのデータが提示されないままになっているということは、これは非常に憂うべき事態だと思います。安全性に対する姿勢は、それだけでも非常に大きな欠陥を持っている、これを公表しないというふうなことがね、そういうふうに指摘せざるを得ないのであります。

原子力基本法の第二条に基本方針がうたっておりますが、この中にその成果の公開ということがございまして、その中には当然そういったものの公表というふうなことも含まれるであろうというふうに思うのですが、これらを公表して安全委員会の仕事、または世論の喚起ということにサービスをされるおつもりがこれからおありかどうか、その点を伺っておきたいと思っております。

○伊原政府委員 ただいま先生御指摘の資料の公開、これは非常に重要な問題でございますが、ただ、私ども、この原子力基本法をどう理解するかという点につきましてはいろいろ検討いたしておりますが、安全審査に係る資料の公開、これが直ちに基本法の第二条に申します成果の公開に該当するものではないかと考えております。しかしながら、資料の公開というのは非常に重要な問題でございます。特に御信頼を得るといふ意味からいいますと、何か隠しておるのじやないか、こういう御印象を与えることはもう実にはマイナスでございます。そういうことでございまして、従来からできる限り資料は公開いたしておりますし、今後ともその方針は続けてまいりたいと考えておる次第でございます。

○日野委員 いま伺ったことについて通産省の御意見はいかがですか。

○武田政府委員 先ほどの先生のお話のうちデータの公開、それからもう一つ、事故その他の記録をフィードバックして技術を改善するという点、いずれも重要なことと思っております。私どももいたしましては、美浜のような例もございましてけれども、ささいな故障、事故といえども、原因を調査し、究明し、それから公表していくというふうなことをずっと逐次強化してきておりまして、現在では、ある意味では少しその頻度を高く、こういうものが見つかつたというふうなことを世の中に出して過ぎて——出し過ぎてというのは語弊がございまして、もつとわかりやすくしないと、こんなのをばんばん言われてもすぐ理解はできないというところで、そういう説明の方

つたらいいかと思いますけれども、そういう微細なひびがまずできて、それが時間とともに発展する、こういうようなものであるというその原因の究明をいたしまして、それで、それをとめるためには二つの対策、一つは削り取って滑らかな表面に仕上げる、もう一つは、これは全部に適用ではございませんが、ほかに戻しようのある水のような場合には戻すことを別のルートに変えるというような対策等々を現在とりにかけているというところでございますけれども、そういうような原因究明、それから、その結果並びに対策というものの

うふうらと考えているのだというようなことを言っているわけなのです。私は、この態度はかなり高く評価してもいいのではないかと思つてゐるのですが、むしろ、こういうささいな事故でも決してゆるがせにはしない、これを一生懸命検討して進めていきたい、こういう業界の姿勢があるわけなのですが、これは本音であることを私は希望するわけですが、そういう業界としてはある程度欠損を見込んでもやむを得ないというくらいに態度のように私にも見られるわけですが、こういう態度を、せつかく電力業界がここまですべてを

和三十八年に「むつ」の開発に着手したわけですが、当時はまだわが国において、原子力開発自体、まだ陸上におきましても実用化に至っていないような段階でございますし、船用炉につきましては、特に日本はまだ経験がなかった段階でございます。そういうたふうな全く未経験な分野についての開発着手ということでございまして、当初計画に着手するに際しましても、日本国じゅう探しまして、なかなかこの道の専門家というものが集まりにくかったといったふうなこともございまして、開発十箇の決定も、はなはだしい

○日野委員 美浜の事故について、一言及されたところですが、いま指摘しました参考人をお呼びして意見を伺ったときに、たしか久米参考人だったと思いますが、たとえばクラックの事故ですね、クラックについてこれを削り取ってしまうというようなことをしますと、ますますその原因の調査は困難になるというようなことを言っておられるわけですね。これの調査に関するいろいろなデータは恐らく得ているのであらうと思うのですが、こういうデータが専門的な知識を持っている人、そしてかなりの良識を持ってそれらを処理できるであらうと思われる人にまでこれが明らかにされていらないという事態を見ますと、私はこれは非常に憂慮すべき事態なんだなというふうに思うのですが、その点、通産省なんかいかがお考えになつていらっしゃるのでしょうか。

がまとまりましたたに、あるいはものによりましては中間的にその中間結果でも言うのでしょうか、中間の事実認識でも言うのでしょうか、そういうものも含める場合もありますけれども、そういう節々といいますが、まとまることに公表し、それでより一層一般の方々の理解を深めていただく。同時に、それはほかの発電所に適用すべきものについては適用して、それで技術の向上に、一方で信頼性の向上に役立てていく、こういうようなことでございます。

そういうようなことをやっておりますので、今後ともそういうことを続けていきたいし、また充実していきたいと思っています次第でございます。

○日野委員　やはり安全委員会なんかできて、データも何もさっぱり見せられないというようなことでは全くどうにもならないと思いますか。

るのを、むしろ通産省の側がもっとやれやれというような形でつづをたたくというようなことは絶対になさらないようにしていただきたいというふうに思うわけです。その点はよろしゅうございましょうね。

○武田政府委員 先ほど御答弁申し上げましたように、私どももいたしましたしては、ささいな事故、故障といえども調査し、究明し、それから必要な処置をとり、公表するというような指導を、私ども自身もそうでございしますが、電気事業者に對しましてもそういう指導を積み重ねてきているところでございまして、先ほど御指摘のございました岸田参考人のお話も、私どもの指導の線と全く一致していると思つてゐる次第でございします。

○日野委員 もっと原子力基本法等について、若

それから、これは技術開発にはある程度つきものであると私も存じておりますけれども、御承知のような放射線漏れというトラブルがあったわけでございます。これは、このようなトラブルがなく開発が進め得ればこれに越したことはないわけでございますけれども、しかし、若干の試行錯誤というものはこの種の開発にはつきものであると思いますので、これもやむを得ないことかと存じます。これが計画が遅延した原因の第二でございます。

それから第三の原因としましては、これは陸上の原子炉につきましても言えることかと存じます。

○武田政府委員 私、この前の参考人のお話のときに、後ろの方で聞いておりましたので、たしか久米参考人がそのようなことを、正確には覚えておりませんけれども、おっしゃったことを記憶しております。

私どもといたしましては、クラックの原因につきましては何度か御説明申し上げたのでございませうけれども、要するに、冷たい水と温かい水がまざる、それから、それが駆動停止あるいは制御棒の動作等々というようなことにより、その量なりまざりぐあいなり等々が変化する、そういうようなことが原因になりまして、温度差原因とでも言

ら、そういったデータを公表するということも、これからはどしどしやっていただく、そのことが一時的にはブレーキをかけることになっても、結局は健全な技術開発を進めていくことになるのだという認識をひとつ持っていただきたいというふうに思っているわけであります。

それから、やはり同じ日目の参考人の中で、岸田参考人なんかはこんなふうに言っておられるのですね。「たとえささいな故障等が起きてもすぐ事故原因の究明と対策の検討を慎重に行って、報告すべきものは直ちに報告するように、いま九社そろって、その線上でやらなければならない」とい

事業団の仕事として原子力船「むつ」があるわけですが、これは当初の事業計画からも大幅におくれおくれで現在まで来ておりますね。このおくれた原因というのは、これは幾つかあると思います。非常におくれしてしまった、その大きな原因を三つぐらい、思いつくまで結構です、挙げていただけませんか。

○山野政府委員 突然の御質問でございますが、三つの挙がるかどうか疑問でございますが、昭

力がまだまだ足りないという面もあるうかと存じますが、この原子力の平和利用についての国民各層の御理解というものが、いまひとつ、まだまだ足りないかたといつたふうな点もあるうかと存じます。

以上、思いつくままに三点を挙げた次第でございます。

○日野委員　最大ものを挙げてくれなんて言うのと、反対運動のせいだと言われると困るんで三つと言ったわけですが、いままでのこの「むつ」の開発の経過をずっと見てみますと、いろいろな計画がござつたといふことが言えると思ふので、

ね。これは何しろやはり未経験の分野ですから、当然いろいろなところもあつたらうし、いろんな放射線漏れのようなトラブルなんかあつたらうと思ふのです。こういう全般的なままでの開発計画、それからその実用化といういろいろな過程を見て、まだまだ船用炉というのはいろいろ研究の余地があるんだ、もともとと研究していかねければならないものだといふふうに私なんか感じてゐるのですが、そういう点については、いかがお考えになりますか。

○山野政府委員 船用炉の研究開発の今後の必要性につきましては、先生御指摘のとおりでございます。現在進めております「むつ」に搭載しております船用炉の研究開発が終了すれば、わが国における船用炉の開発あるいは将来の量産といつたふうなものがスムーズに参るとは私もはちろん思つてゐないわけでございます。これは日本原子力研究所におきます基礎研究でございますとか、あるいは運輸省の船舶技術研究所におきます船用炉の研究といつたふうなもの、さらには産業界におきますこの分野の研究といつたふうなものが阿々相まつて、今後のわが国における自主的な技術に基づく船用炉の生産といつたふうなものを可能にすると思ひますので、御説のとおりだと思います。

○日野委員 これもちよつと唐突な質問になるかもしれませんが、現在世界じゅうで動いてゐる、これは原子力の軍艦は別として、軍艦以外の原子力船、これはどのくらいあるか、そして、現在どういった国で開発が進んでゐるかというのを、もし御存じでしたら教えていただきたいと思います。

○山野政府委員 ただいま米国ではほとんど開発の使命を達成いたしておりますが、一隻、それからドイツで現在運航中のものが一隻、さらにソ連におきまして主として砕氷船として使われておりますものが二隻ございまして、さらにソ連におきましては第三船の建造が着手されております。それ以外にイギリス、フランス等におきま

ても、船自体はつくられておりませんけれども、原子力商船の建造計画といつたふうなものが検討されております。

○日野委員 いまアメリカでと言われたのは、恐らく「サバンナ」を指しておられるだろうし、ドイツは「オット・ハーン号」を指しておられると思うのですが、どうも当初の「サバンナ号」が就航する、「オット・ハーン」ができたといふころは、これはもうすごい勢いで世界じゅう原子力船に席巻されるのではなからうかといふような意気込みが一時は見られたようですが、現在は、実用船の開発ということについて、むしろそういった動きはとまつてゐるのかのように私には見えるのです。実用船の開発ができて、そして実用船が世界の海を所狭しと走り回るようになるまでにはかなり時間がかかるのではなからうかといふような感想を私は持つておるのですが、いかがでございますか。

○山野政府委員 原子力船時代がいつ来るかという点につきましては、確かに過去に考えられておりましたよりも造船、海運界等の不況によりましてかなり後にずれ込んでおるといふことは事実でございますが、一昨年の五月にニューヨークで開かれました原子力船に関する国際会議というのがあるのでございますが、そのときの、これはアメリカ、西独、フランス、イギリス、日本といった国々が参加いたしておりますが、その結論といたしまして、原子力商船が海運界で活躍する時期といたしまして昭和六十年ごろ、八〇年代後半といつたふうな見方、それから原子力商船の第一陣の建造決定の時期と申しますのが、大体ことしから来年にかけてといつたふうな見方になっております。あと十年ないし十数年のうちにそういう時代になるというふうに見込まれております。

○日野委員 一応原子力船時代といふのは、目標としてはかなり遠のいたといふことでしような。つまり、その間、これからの「むつ」、これはもう、船とも十分な検討をするだけの時間的な余裕、これは見ても差し支えないといふふうになるんでは

ありませんか。

○山野政府委員 ただいま申し上げましたように、あと十年ないし十数年もたてば、ある一定のフリードでの原子力商船の運航といつたふうなことはあり得るわけでございますから、やはりこのような大型の技術開発は、時間的な要素を考えますと、現時点から必要な研究、必要な開発といふものは積極的に進めてまいる必要があるんじゃないか、まだ十年先だから、いましばらく手をこまねいて待てばよろしいではないかといつたふうな議論はあり得ないのではないかとどうふうに考えます。

○日野委員 これで終わります。

○山田委員長 次回は、明十九日木曜日、午後一時三十分理事会、一時四十分より委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時散会